

資料 4

「外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究」
中間報告 I について

外国人住民に係る住民登録業務のあり方に関する調査研究 中間報告 I

趣旨・位置づけ

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える制度改正等に伴う、市町村の業務・システムに与える影響について調査し、各市町村が実情に応じて整備しているシステムの改修や窓口事務の見直し等についてとりまとめることとしているが、各市町村の早期の取組みに資するよう、現段階の情報を中間報告としてとりまとめたもの



各市町村がシステム改修や移行作業について早期に理解を深め、それぞれの実情を踏まえた検討を行うことに資する資料を提供することを意図

目次と概要

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 本報告の趣旨 | (1, 2) 調査研究と中間報告の趣旨及び改正住基法のポイントについて整理 |
| 2 法制度改正の概要 | |
| 3 法制度改正が業務・システムに与える影響と課題 | (3, 4) 法改正による、既存住基システムはじめ関連システムへの影響について全体像を提示し、特に、既存住基システムの改修について、標準的な改修要件を整理 |
| 4 システム改修要件 | |
| 5 想定される既存システムの類型と移行に係る留意点 | (5) 各市町村のシステムの実情に応じて移行作業やスケジュールが異なることを想定し、各市町村のシステムを類型化 |
| 6 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件 | (6) 戸籍の附票記載事項通知に係る法改正に伴う既存住基システムの改修について整理 |
| 7 今後の報告計画 | (7) 調査研究の今後のスケジュールを記載 |

「外国人住民に係る住民登録業務のあり方
に関する調査研究」

中間報告Ⅰ

平成21年9月30日

本調査研究と中間報告 I の位置づけ

本調査研究は、総務省が株式会社大和総研ビジネス・イノベーションに委託したものである。

2009年7月、第171回国会において、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立した。また、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の成立により、外国人登録法が廃止されることとなった。

これまで、住民窓口事務を担う市町村においては、日本人については、住民基本台帳制度に基づく住民票の作成及び転入・転出の届出等の手続を行う一方、外国人については、外国人登録制度に基づく外国人登録原票の作成や外国人登録証明書の交付といった、異なる手続を行っていた。また、住民基本台帳制度は、「住民に関する事務の処理の基礎となる」ものであり、住民票に記載されている情報を、各種行政サービスの提供に利用することが前提とされている一方、外国人登録制度は、「公正な在留管理に資する」ものであり、市町村は、外国人登録原票に記載されている情報を、事実上、各種行政サービスの提供に利用してきたというのが実情である。

本改正は、戦後約60年間続いた外国人登録法が廃止され、これまで日本の国籍を有しない者について適用を除外している現行の住民基本台帳法を改正し、外国人住民をその適用対象に加えるという、歴史的にも大きな意味合いを持つ制度改正であり、新制度への移行作業、既存のシステムの改修や、窓口など事務処理体制の見直し等、各市町村の事務に与える影響も大きいと思われる。

各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、住民基本台帳事務や外国人登録事務にあたり、住民の利便の増進に資するよう、それぞれの創意工夫の下、窓口業務の改善に努めるとともに、業務の効率化など行政の合理化を図りつつ、適切な行政サービスの提供が行われるよう、各市町村の実情に応じたシステムを整備し、日々の実務に取り組んでいただいている。本改正を踏まえた業務・システムの見直し等についても、各市町村の実情を踏まえて、円滑に移行できるよう準備を進めていくこととなるが、総務省としては、本改正が各業務・システムに与える影響の大きさやその範囲の広さに鑑み、移行作業及び施行後の運用に係る制度面・技術面にわたる情報提供について、早期に取り組んでまいりたいと考えているところである。

本調査研究は、本改正が各市町村の業務・システムに与える影響について調査し、必要となるシステム改修の内容や窓口事務の見直し等についてとりまとめるものであり、本書は、各市町村の早期の取組みに資するよう、現段階の情報を中間報告としてとりまとめたものである。各市町村におかれては、本書に記載されているシステム改修要件等をご覧いただき、システムの運用や保守を契約している業者とご相談の上、移行作業の準備・計画を進めていただければと考えているものである。本書が、各市町村の移行作業の参考としてご活用いただければ幸いである。

平成21年9月30日

【注意事項】

今後公布される政令、省令、告示及び事務処理要領等の検討内容によっては、本書に記述していない取扱いが新たに決まる可能性や、本書に記述している取扱いに変更が生じる可能性があり、それにより追加的なシステム改修検討が必要になる場合もありうるので、留意願いたい。

目次

1 本報告の趣旨	1
(1) 調査研究の趣旨	1
(2) 中間報告の趣旨	1
(3) 制約事項	3
2 法制度改正の概要	4
(1) 法制度改正の位置づけ	4
(2) 改正内容のポイント	5
ア 外国人住民に係る住民票を作成する対象者	5
イ 住民票の記載事項について	6
ウ 法務大臣からの通知について	6
エ その他	7
3 法制度改正が業務・システムに与える影響と課題	9
(1) 法制度改正が業務・システムに与える影響	9
ア 既存住基システム	9
イ 既存外国人登録システム	16
ウ その他業務システム	17
(2) 調査研究対象の範囲	18
4 システム改修要件	19
(1) 基本要件	19
ア 外国人住民固有項目への対応	19
イ 複数国籍世帯への対応	19
ウ 外国人住民の住民情報履歴管理への対応	19
(2) 主要機能要件	20
ア 異動処理機能	20
イ 証明発行処理機能	24
ウ 通知機能	24
エ 一括処理機能	25
オ 他業務連携処理機能	25
カ 住基ネット連携機能	25
キ 仮住民票機能	25
(3) 主要帳票要件	26
ア 住民票の写し等	26
イ 名簿・通知等	29
ウ 統計資料	29
エ その他	29
(4) 主要データ項目要件	30
ア データベース等格納項目	30
(5) データ移行要件	33
ア 既存データベースからの移行	33
イ 外国人登録原票からの移行	33
ウ 法務省からの情報入手	33

(6) 世帯レコードを用いて管理している住民票における課題	34
ア 住民票のデータ管理方式	34
イ 世帯レコードを用いて管理している住民票における課題	38
(7) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件	39
ア 法務大臣から市町村長への通知に係る機能	39
イ 市町村長から法務大臣への通知に係る機能	39
5 想定される既存システムの類型と移行に係る留意点	40
(1) 前提	40
(2) 想定される既存システムの類型	40
(3) 類型化の観点と移行に係る留意点	41
ア 観点1	41
イ 観点2	41
ウ 観点3	42
エ 補足観点	42
(4) その他の留意点	43
ア 法務省による外字対応が現時点で未定であること等の影響	43
6 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件	44
(1) 主要機能要件	44
ア 通知機能	44
イ 受信機能	44
7 今後の報告計画	45
(1) 中間報告II	45
(2) 最終報告	45

本書で使用する用語を以下に示す。

用語	説明
住基法	「住民基本台帳法」(昭和 42 年法律第 81 号) を指す。
住基法改正法	「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 77 号) を指す。
入管法	「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年政令第 319 号) を指す。
入管特例法	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成 3 年法律第 71 号) を指す。
外登法	「外国人登録法」(昭和 27 年法律第 125 号) を指す。
入管法等改正法	「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成 21 年法律第 79 号) を指す。
日本人住民	日本国籍を有する住民を指す。
外国人住民	住基法第 30 条の 45 に規定する外国人住民を指す。
転入届の特例	住基法第 24 条の 2 に規定する住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例を指す。
戸籍の附票記載事項通知	住基法第 19 条第 1 項に規定する戸籍の附票の記載の修正のための通知を指す。
住基システム	住民票に記載される事項を記録し、住基法に基づく事務処理を行う市町村のシステムを指す。
外国人登録システム	外国人登録原票に記載される事項を記録し、外登法に基づく事務処理を行う市町村のシステム(外国人登録向け専用アプリケーションを含む。外国人登録証明書の調製依頼のため、法務省入国管理局から配備された外国人登録記録入力装置は含まない。)を指す。
出入国管理システム	我が国に入国・在留する外国人等の把握に必要な情報を記録し、入管法、入管特例法に基づく事務処理を行う法務省のシステム(市町村とのやりとりに係る部分を含む。)を指す。
住基カード	住民基本台帳カードを指す。
住基ネット	住民基本台帳ネットワークシステムを指す。

1 本報告の趣旨

(1) 調査研究の趣旨

2009年7月、第171回国会において、外国人住民を住基法の適用対象に加える住基法改正法及び外登法を廃止する入管法等改正法が成立した。

これにより、各市町村においては、その区域内に居住する外国人住民を把握する制度が変わることになり、住民登録のシステム改修等（既存住基システムの改修、外国人登録システムの廃止等）や、窓口事務の変更（外国人登録事務がなくなり、日本人と同様に、住民基本台帳事務を行うことになる）が必要になってくる。

そこで、各市町村が、法制度改正に伴い必要となるこれらの移行作業を円滑に行うことができるよう、移行作業の内容及び移行方法に係る以下の点について調査研究を行う。

◆住民登録のシステム改修等に関する調査研究

法制度改正に伴い必要となる住民登録のシステム改修等に関し、改修内容及び検討課題について整理し、団体の規模や居住する外国人の人数など、市町村の実情に応じたシステム改修の標準仕様書及び標準的な改修経費、移行方法等を提示する。

◆窓口事務の改善に関する調査研究

法制度改正に伴い、日本人及び外国人の住民登録の事務処理の体制や窓口事務全体の見直しが行われることが予想される。そこで、先進事例も参考としつつ、窓口事務の改善に向けたモデルを提示する。

本調査研究の実施期間は、平成21年8月中旬～平成22年1月の約5ヶ月間であり、平成22年1月末までに調査研究報告書として以下を主たる内容として取りまとめる。

◆移行方法検討報告書

法制度改正に伴う市町村の業務・システム移行のパターン等に関する報告

◆標準仕様書

法制度改正に伴う市町村の業務・システムのパターンごとの標準的な仕様を記載

◆財政効果試算報告書

法制度改正に伴い見込まれる財政効果の試算結果についての報告

◆窓口事務の改善モデル

法制度改正を踏まえた望ましい窓口環境・行政サービスに関する報告

(2) 中間報告の趣旨

中間報告は、平成21年9月下旬になされる「中間報告Ⅰ」と平成21年11月下旬になされる「中間報告Ⅱ」の2つから構成され、本中間報告は中間報告Ⅰである。

中間報告Ⅰ及び中間報告Ⅱの趣旨は以下のとおりである。

◆中間報告Ⅰ

中間報告作成時点で調査研究主体が想定するシステム改修要件を提示し、各市町村がシステム改修の内容について理解を深めるとともに、移行のための作業工程を想定することに資する資料を提供することを意図している。

また、平成22年度からシステム改修（システム改修のための調査を含む）を行う市町村が、予算措置のための資料作成の参考として活用することを想定している。

◆中間報告Ⅱ

中間報告作成時点で調査研究主体が想定するシステム改修要件（中間報告Ⅰからさらに検討を進めたもの）を提示するとともに、各市町村に対する既存のシステム等に関するアンケート調査結果、ヒアリング調査結果を踏まえて、調査研究当初に想定された既存のシステム類型を検証・分析し、当該分析結果に基づき、各市町村の実情（システム類型）に応じた最適な移行方法の検討結果について報告することを意図している。

また、システム改修に係る標準的な経費についても提示し、平成 22 年度からシステム改修（システム改修のための調査を含む）を行う市町村が、予算措置のための資料作成の参考として活用することを想定している。

以上を含む調査研究のプロセスは次の図のとおりである。

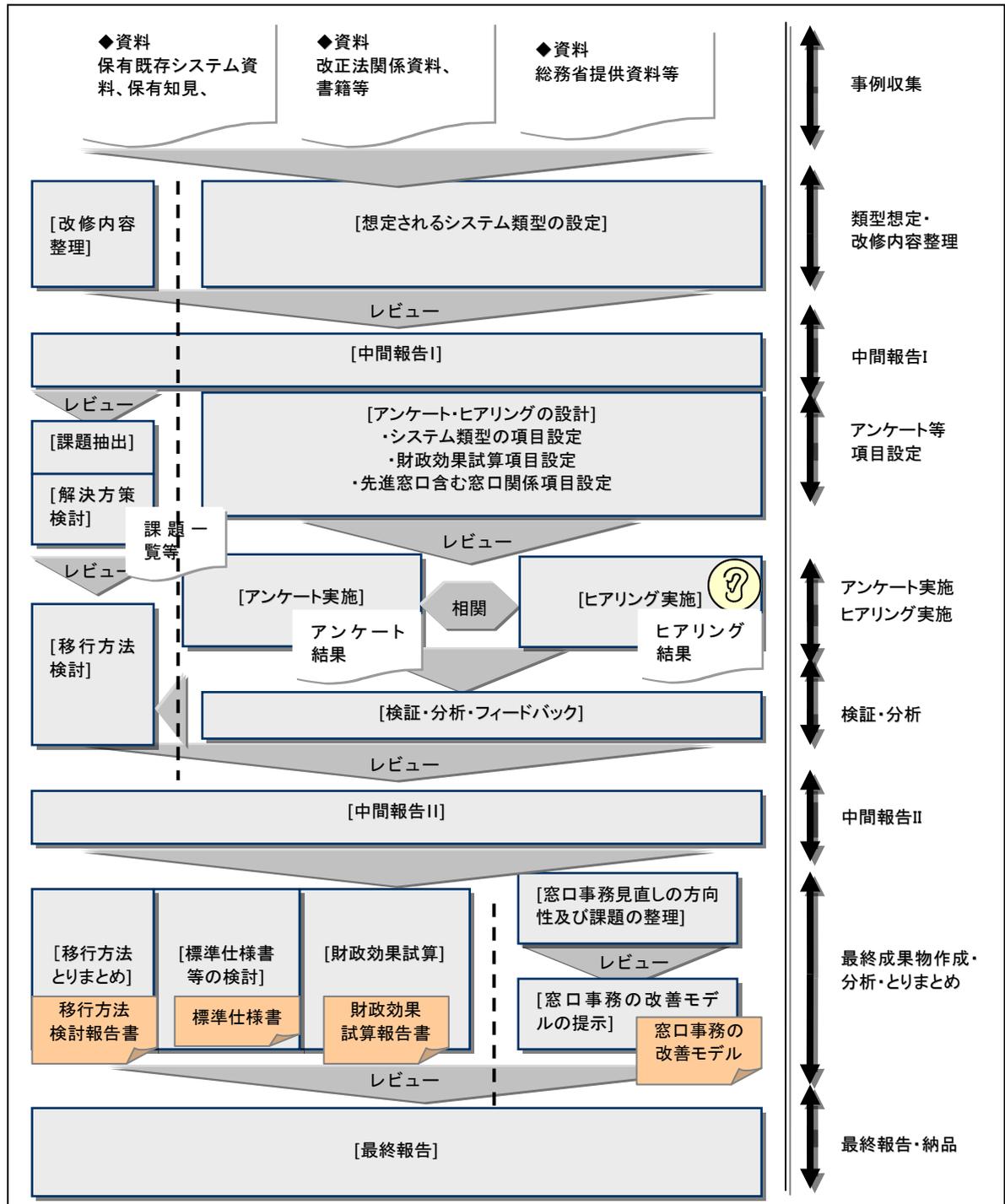


図 1-1 調査研究のプロセス

(3) 制約事項

本調査研究は、今後公布される政令、省令、告示及び事務処理要領等の内容によっては、本書に記述している内容に変更が生じる可能性や、追加的なシステム改修検討が必要になる可能性がある。

2 法制度改正の概要

今回の法制度改正は、住基法改正法として、平成 21 年 7 月 15 日に公布されたものである。

この改正は、住所を移転した場合においても住基カードを引き続き利用することができるよう所要の手續を定めたことと、外国人住民を住基法の適用対象に加えるため住民票の記載事項等について所要の改正を行うことの、大きく 2 つの改正があるが、ここでは、本調査研究の対象である後者の概要について説明する。

(1) 法制度改正の位置づけ

現行制度において、市町村が行う外国人に係る事務としては、外登法に基づく外国人登録（新規・変更）、外国人登録証明書の交付、外国人登録原票の作成・管理などがある（法定受託事務）。一方、外国人住民は住基法の適用を除外されていたため、外国人住民に対しては住民票の作成等はなされるものではなかった。

今回の法制度改正によって、外国人住民の利便性増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、上記のとおり、外国人住民を住基法の適用対象に加えるとともに、法務省において、現行の外登法を廃止し、適法に在留する外国人に対して空港・港等で在留カードを発行する入管法等の改正を実施した。

これにより、転出・転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住民に関する事務処理の基礎とすることとなる。

また、外国人住民の市町村窓口における届出等の簡素化が図られることとなり、例えば、住所変更に伴い、住基法上の転出や転入に係る届出を行った場合、国民健康保険、国民年金などに係る届出を行ったとみなされることになるため、窓口のワンストップ化の実現が期待される。

外国人住民を住基法の適用対象に加えることに伴い、既存の住民基本台帳制度の各規定、例えば、転入届・転出届等の届出に関する規定、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付といった公証制度に関する規定、住基ネットや住基カードに関する規定等については、日本人と同様に、外国人住民にも適用されることとなる。

外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置付け（イメージ）

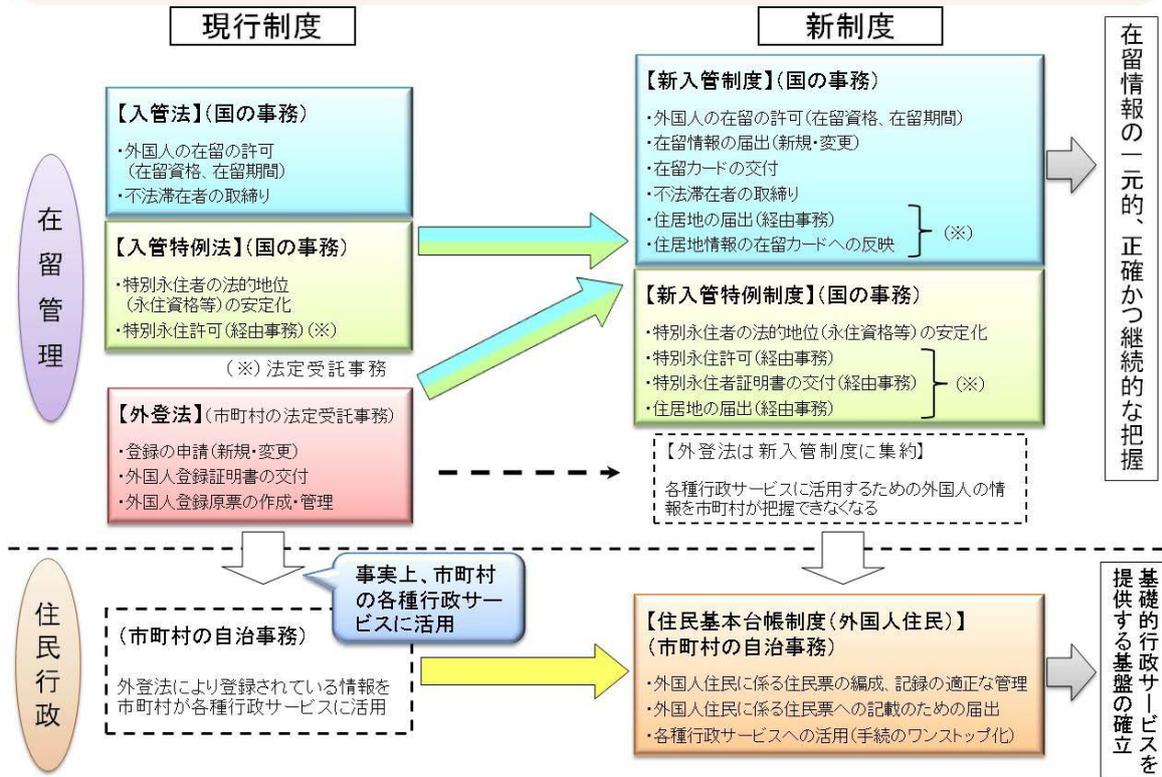


図 2-1 外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置づけ(イメージ)

(2) 改正内容のポイント

ここでは、ポイントごとに改正内容を説明する。

ア 外国人住民に係る住民票を作成する対象者

基本的な考え方としては、適法に3カ月を超えて在留する外国人であって住所を有する者について、住民票を作成することとしており、次の4つに区分される(第30条の45)。一方、観光目的などの短期滞在者等は対象外になる。

- ① 中長期在留者
- ② 特別永住者
- ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

外国人住民は、転入した日から14日以内に氏名、住所等を市町村に届け出ることとなる(転入時における窓口フローについては、図3-6を参照)。国外から転入した場合等については、記録の正確性の確保の観点から、氏名、国籍等の身分事項や、在留資格、在留期間等が記載されている在留カード等の提示を求めている(第30条の46)。市町村の窓口では在留カード等を確認しながら、届出に基づいて外国人住民に係る住民票を作成することとなる。なお、日本国内で出生した外国人について、出生の届出がなされた場合には、日本人と同様、それに基づき住民票が作成される。

イ 住民票の記載事項について

外国人住民に係る住民票には、日本人と同様に、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等の基本事項に加え、国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載されることになるが、さらに、外国人住民特有の事項として、国籍等、外国人住民となった年月日に加え、アの①から④に応じ、在留資格や在留期間等が記載される（第30条の45）。

なお、公証制度に関して、住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、外国人住民についても、日本人と同様に、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の四情報が閲覧の対象になるが、住民票の写し等の交付については、外国人住民特有の記載事項があることに伴い、当該住民票の写し等に記載される事項又は記載を省略される事項について生じる際に係る、必要な読み替えがなされている（第30条の51）。

また、各制度における記載事項等の比較は以下のとおりである。

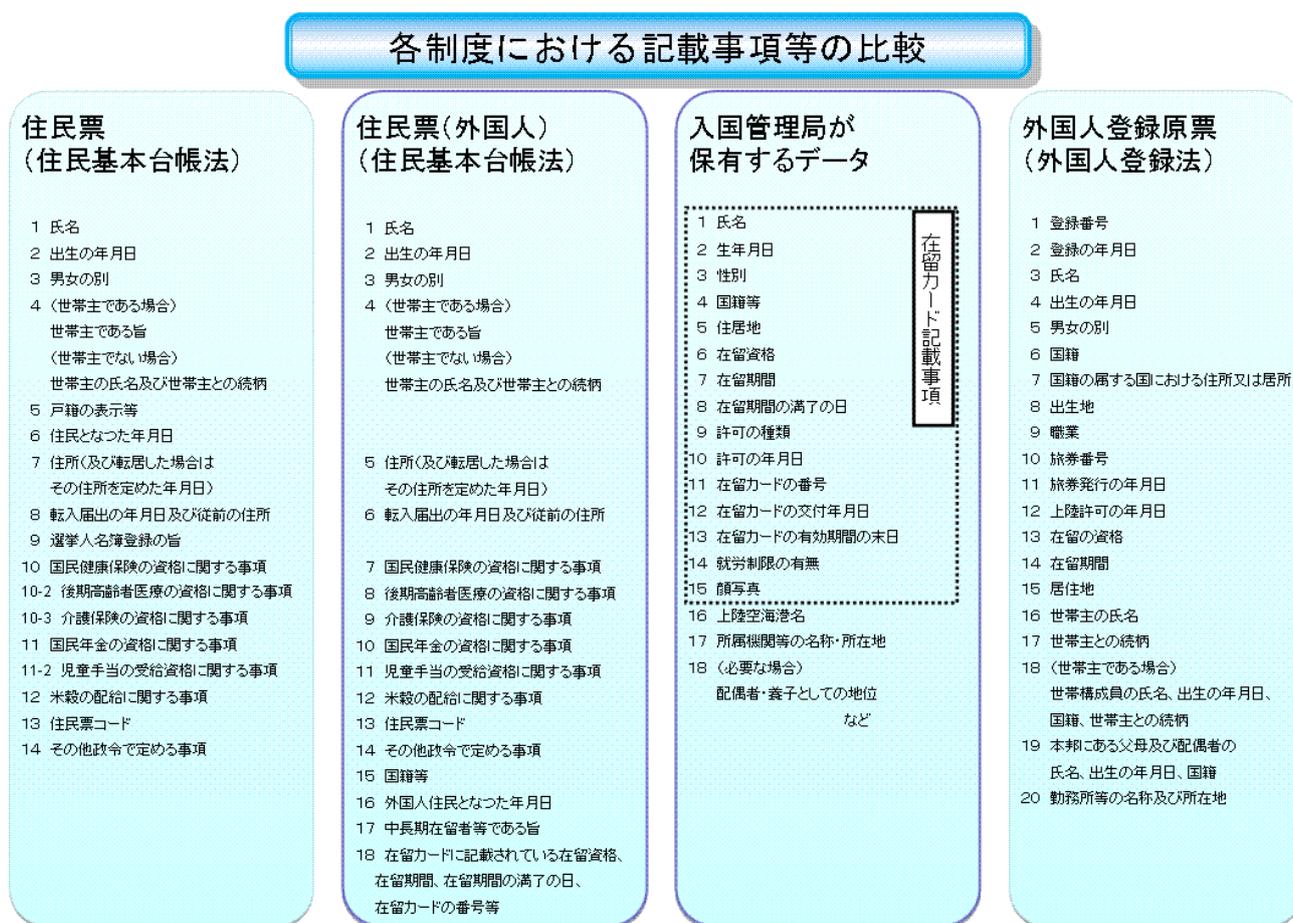


図 2-2 各制度における記載事項等の比較

ウ 法務大臣からの通知について

外国人住民が、入管法等の規定に基づき、地方入国管理局等において氏名等の変更の届出や在留資格の変更、在留期間の更新等の手続を行った場合、住民票の記載事項も修正する必要がある。このため、法務大臣は、遅滞なく、その旨を当該外国人住民の住所地の市町村長に通知しなければならないこととされており（第30条の50）、外国人住民の届出負担の軽減と記録の正確性の確保を図っている。

一方、入管法等の規定に基づき、外国人は、住居地について市町村長を経由して法務大臣に届け出なければならないこととされており、市町村長が転入・転居等の手続の際に把握した住居地情報を、法務大臣に送ることになる。また、出生、死亡など一定の事由により、住民票の記載、消除又は記載の修正があったときは、その旨を法務大臣に通知することになる。

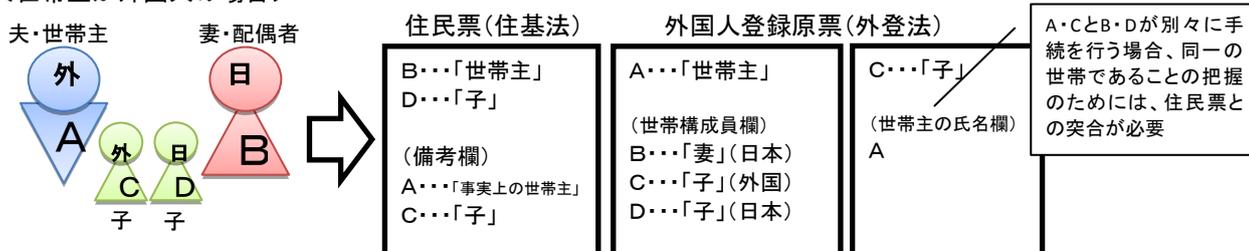
エ その他

(7) 複数国籍世帯の把握

今般の改正により、これまで住民基本台帳制度と外国人登録制度の別々の制度で把握していた複数国籍世帯、すなわち外国人と日本人で構成する一の世帯について、より正確に世帯構成を把握することが可能になる。

◆現在の取り扱い

<世帯主が外国人の場合>



◆新制度での取り扱い

<世帯主が外国人の場合>

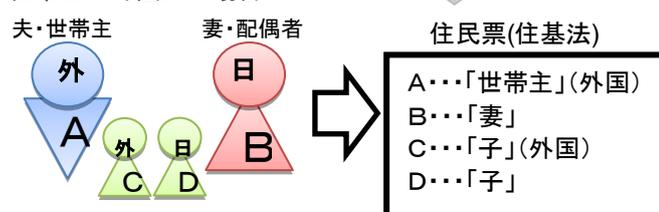


図 2-3 複数国籍世帯の把握

(イ) 移行措置

外国人住民関係の改正の施行期日は、一部を除き、外登法が廃止される日である入管法等改正法の施行日とされており、入管法等改正法の施行日は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定めることとされている。

また、現行の外国人登録制度から住民基本台帳制度への円滑な移行を図るため、住基法改正法の附則により移行措置の規定を設けている。

具体的には、

- ① 施行日前の一定時点（以下「基準日」という。）において、市町村の外国人登録原票に登録されている者のうち施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれるものについて、仮住民票を作成することとし、本人への通知等により施行日まで当該仮住民票の修正等を行い、施行日に住民票に移行させる。
- ② 基準日後、施行日の前日までの間に市町村の外国人登録原票に登録され、施行日において当該市町村の外国人住民に該当すると見込まれるものについても同様の手続をとる。
- ③ 仮住民票が作成されず、施行日において住民票が作成されなかった外国人住民については、施行日以後14日以内に届出をしなければならないこととする。

という移行方法を規定しており（附則第3条～第5条）、これにより、外国人の届出負担を軽減しつつ、住民票に記載される事項の正確性を確保しながら現行制度から円滑に移行する措置を講じている。

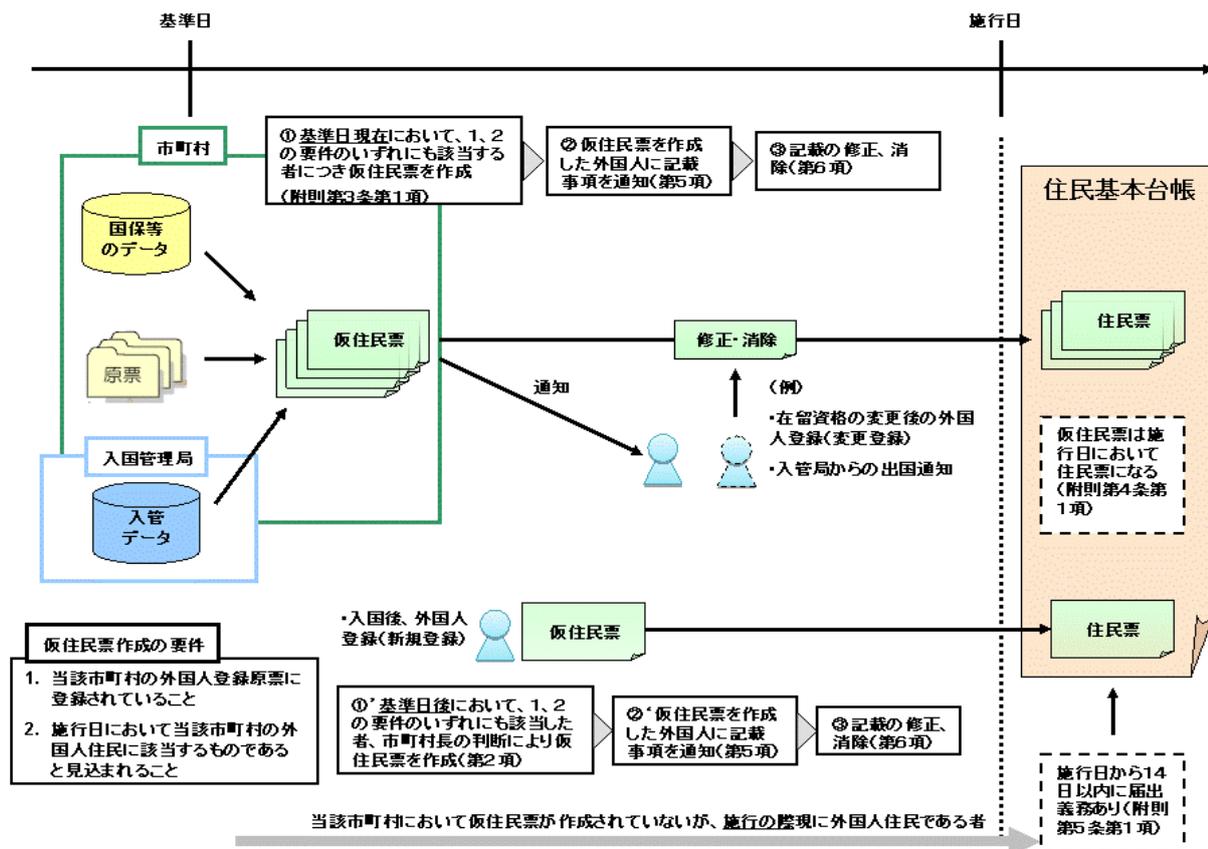


図 2-4 外国人住民に係る住民票への移行措置

このほか、教育や助産施設における助産、結核予防のための健康診断といった行政サービスについては、在留資格を有しない者もその対象となっていることなどを踏まえ、外国人住民に係る住民票を作成する対象となっていない者が引き続き行政上の便益を受けられるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものとされている(附則第 23 条)。

3 法制度改正が業務・システムに与える影響と課題

(1) 法制度改正が業務・システムに与える影響

ア 既存住基システム

(ア) 住民票の調製業務

法制度改正に対応した住民基本台帳システムの機能面については、現行の既存住基システムとほぼ同じであるが、外国人住民に係る住民票の記載事項の特例が設けられたこと等に伴い、データベースや住民票のレイアウト等に変更が発生する(第30条の45関係)。

表 3-1 住民票の調製(既存住基システム)

項番	項目	内容	影響
1	外国人住民に係る住民票を追加	日本の国籍を有しない者のうち、次に掲げるものであって市町村の区域内に住所を有するものに住民票を作成する(第30条の45)。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期在留者 ・ 特別永住者 ・ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 ・ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数国籍世帯の場合、外国人住民に係る住民票を加えて住民基本台帳を再編成するため、住民基本台帳に記録される世帯員の増加や世帯構成に変更が生じる。 ・ 外国人住民のみで構成される世帯も、住民基本台帳に記録されるため、住民基本台帳に記録される世帯数の増加が生じる。
2	住民票記載項目の追加	日本の国籍を有しない者に係る住民票には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所等のほか、国籍等、外国人住民となった年月日、在留資格、在留期間等を記載する(第30条の45)。(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後述の「表3-2」に示す外国人住民に係る記載事項を住民票に追加する。そのためのデータベースや住民票のレイアウトに変更が生じる。 ・ 施行日に、仮住民票が住民票に移行する外国人住民に係る「外国人住民となった年月日」には施行日を記載する(附則第6条)。
3	住民票項目の変更など	氏名(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人住民の氏名(アルファベット等)を管理するので、データの桁数の拡張等を必要に応じて行う必要がある。 ・ なお、通称名については、住民票の記載項目ではないが、運用上、備考欄に記載できることとする。
		出生の年月日(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人住民の生年月日(西暦表記を想定)を管理する。
		世帯主の氏名、世帯主との続柄(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯主が外国人住民の場合は、当該世帯主の氏名

			<p>(アルファベット等)を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票が調製されたことで、世帯主との続柄に変更が生じる場合は、施行日において記載の修正を行う必要があるため、複数国籍世帯の世帯員は日本人の場合でも続柄を変更する必要がある(附則第4条関係)。 システム上、世帯構成員の表示順序を戸籍の筆頭者情報を用いて並べている場合は、外国人住民に係る住民票が作成されることに伴う対応が必要になることが想定される。
		戸籍の表示	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票には、「本籍地及び筆頭者」欄を設けない。
		住民となった年月日	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票には、「住民となった年月日の記載」欄を設けない(代わりに、「外国人住民となった年月日」欄が設けられる)。
		選挙人名簿に登録された者については、その旨	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民に係る住民票には、「選挙人名簿の記載」欄を設けない。
		住民票コード	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の住民票コードは施行日時点では付番されないため、住民票コードが無い期間(最長で1年間)を考慮する必要がある(附則第9条)。

(注 1) 氏名、出生の年月日、性別、国籍等、在留資格、在留期間等については、入管法等の規定に基づき変更等があった場合に、法務大臣から住所地の市町村長にその旨通知されることから、当該通知に基づいて職権で住民票の記載の修正等を行う(第30条の50関係)。

(注 2) 現在、住民票の備考欄に外国人配偶者を記載している場合、その外国人配偶者に係る住民票が作成されることに伴い、当該記載が不要になることから、必要に応じ、記述を削除する。

表 3-2 外国人住民に係る住民票の記載事項 (既存住基システム)

		中長期在留者	特別永住者	一時庇護許可者 ／仮滞在許可者	経過滞在者 (注 1)
1	国籍等	○	○	○	○
2	外国人住民 となった年月日	○	○	○	○
3	中長期在留者等である旨	中長期在留者である旨	特別永住者である旨	一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨	出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者である旨
4	在留資格	在留カードに記載されている在留資格	—	—	—
5	在留期間等	在留カードに記載されている在留期間	—	一時庇護許可者は上陸期間、仮滞在許可者は仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間	—
6	在留期間等の満了の日	在留カードに記載されている在留期間の満了の日	—	—	—
7	在留カード等の番号	在留カードに記載されている在留カードの番号	特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号	— (注 2)	—

(注 1) 「経過滞在者」は、「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」を指す。

(注 2) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」が記載されることが想定される。

住民票の様式例及び記載例、住民票の写しの例を以下に示す（なお、住民票の様式については、法定されていない）。

住 民 票									
氏名		生年月日		性別		住民票コード			
住所						住民となった年月日			
前住所						届出日			
世帯主の氏名		世帯主の続柄							
本籍						筆所有者			
備考									

選挙人名簿登録		後期高齢者医療				国民年金				
		資格取得	資格喪失	記号	番号					
国民健康保険		年月日	年月日	資格得喪・種別変更						
資格取得	資格喪失	年月日	年月日	年月日	得・種別・喪	1・任				
年月日	年月日	介護保険				年月日	得・種別・喪	1・任		
年月日	年月日	資格取得	資格喪失	児童手当						
返・被扶	該当年月日	年月日	年月日	年月日	支給開始	支給終了				
返・被扶	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			
返・被扶	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			

色塗箇所：日本人特有の項目

図 3-1 日本人住民に係る住民票の様式例

住 民 票									
氏名		生年月日		性別		住民票コード			
住所						外国人住民となった年月日			
前住所						届出日			
世帯主の氏名		世帯主の続柄					国籍等		
第30条の45に規定する区分	中長期在留者 特別永住者 一時在留許可者・仮滞在許可者 経過滞在者(出生・国籍喪失)	在留資格					在留カード等の番号		
		在留期間等					在留期間等の満了の日		
備考									

		後期高齢者医療				国民年金				
		資格取得	資格喪失	記号	番号					
国民健康保険		年月日	年月日	資格得喪・種別変更						
資格取得	資格喪失	年月日	年月日	年月日	得・種別・喪	1・任				
年月日	年月日	介護保険				年月日	得・種別・喪	1・任		
年月日	年月日	資格取得	資格喪失	児童手当						
返・被扶	該当年月日	年月日	年月日	年月日	支給開始	支給終了				
返・被扶	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			
返・被扶	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日			

色塗箇所：外国人特有の項目

図 3-2 外国人住民に係る住民票の様式例

住 民 票							
氏 名	LEE YIP-SAE	生年月日	1989年 2月15日	性別	女	住民票コード	123...456
住 所	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号					外国人住民 となった年月日	平成24年 4月 1日
前住所	平成24年 4月 1日 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地 から転入					届 出 日	平成24年 4月 3日
世帯主の 氏 名	山田 太郎	世帯主との 続 柄	妻			国籍等	韓国
第30条の45 に規定する 区分	中長期在留者	在留資格	日本人の配偶者等			在留カード等 の番号
		在留期間等	3年			在留期間等 の満了の日	2012年 3月29日
備 考							

		後 期 高 齢 者 医 療		国民年金	
国民健康保険		資格取得	資格喪失	記号 2468	番号 113355
資格取得		年 月 日	年 月 日	資格得喪・種別変更	
平成24年 4月 1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	平成24年 4月 1日	得・種変・喪 得・種変・喪
年 月 日	年 月 日	介護保険		年 月 日	1・任
退職被保険者又は 被扶養者の別		資格取得	資格喪失	児童手当	
該当年月日	非該当年月日	年 月 日	年 月 日	支給開始	支給終了
退・被扶	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

色塗箇所：外国人特有の項目

図 3-3 外国人住民に係る住民票の記載例

住 民 票							
氏 名	LEE YIP-SAE	生年月日	1989年 2月15日	性別	女	住民票コード	123...456
住 所	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号					外国人住民 となった年月日	平成24年 4月 1日
前住所	平成24年 4月 1日 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地 から転入					届 出 日	平成24年 4月 3日
世帯主の 氏 名	山田 太郎	世帯主との 続 柄	妻			国籍等	韓国
第30条の45 に規定する 区分	中長期在留者	在留資格	日本人の配偶者等			在留カード等 の番号
		在留期間等	3年			在留期間等 の満了の日	2012年 3月29日
備 考							

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日 □□□□□□ □□□□□□

色塗箇所：外国人特有の項目

図 3-4 外国人住民に係る住民票の写しの例

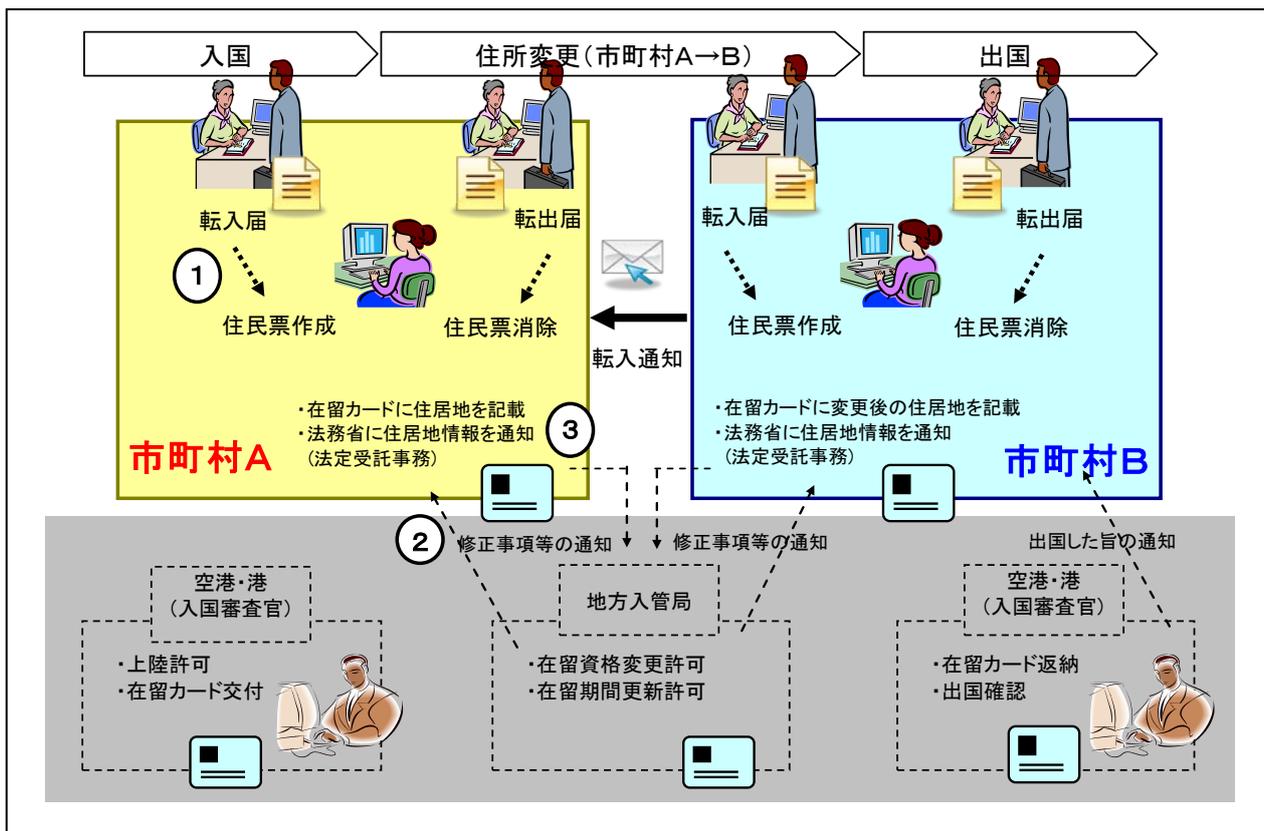


図 3-6 中長期在留者の転入時における窓口フロー

- ・中長期在留者が国外から転入をする際などには、転入届による届出にあわせて、在留カードを提示する必要がある(①)。
- ・氏名、出生の年月日、性別、国籍等、在留資格、在留期間等については、入管法等の規定に基づき変更等があった場合に、法務大臣から住所地の市町村長にその旨通知されることから、当該通知に基づいて職権で住民票の記載の修正等を行う(②)。
- ・市町村長は、入管法の規定に基づき、住居地情報を法務大臣に通知するとともに、在留カードに住居地を記載する(③)。
- ・なお、施行日後の一定期間は、外国人登録証明書在留カードとみなす規定がされている(附則第7条関係)。

(イ) 仮住民票の作成業務(移行時の措置)

当該市町村の外国人登録原票に登録され、施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について仮住民票を作成し、その者に仮住民票の記載事項を通知する(附則第3条関係)。

表 3-3 仮住民票の調製について(既存住基システム)

項番	項目	内容	影響
1	仮住民票の作成・通知	外国人登録原票等の情報をもとに仮住民票を作成し、本人に通知する(附則第3条関係)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の外国人登録業務と並行して、仮住民票の作成・修正等を行うことができるよう準備をする。 ・ 仮住民票の記載事項は、必要に応じ、法務大臣に情報提供の請求を行う。 ・ 外国人住民に係る国民健康保険の被保険者資格、後期高齢者医療の被

			<p>保険者資格、介護保険の被保険者資格、国民年金の被保険者資格、児童手当の受給資格などの情報を、仮住民票に記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の外国人登録業務と並行して仮住民票を作成するため、システム移行検討や既存住基システムの状況によっては、必要に応じ、仮住民票の作成に際して、既存住基システムとは別のシステム環境を準備することも想定される。
--	--	--	--

イ 既存外国人登録システム

今回の法制度改正で外登法は廃止されるため、それに伴い、既存外国人登録システムも廃止される取扱いが原則となる。

ただし、運用上の課題として、各市町村の行政サービスを提供する個別の業務に必要な場合に、事実上、現在把握している外国人の情報で、住民基本台帳に記録されない者の情報を確認するため、外国人登録システムに残されたデータを参照する、あるいは住登外システム等に移行して宛名を管理することがありうる。このため、外国人登録システムのデータを参照する場合は、廃止後の対応等を検討する。

また、法制度改正に伴うデータ移行や仮住民票の作成に際して、既存外国人登録システムに係る課題について、表 3-4 に記載する。

表 3-4 仮住民票の作成に関する課題(既存外国人登録システム)

項番	項目	内容	影響
1	仮住民票の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人登録原票の記載内容の入手方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮住民票を作成する際には、外国人登録原票に登録されている情報のうち必要なデータを抽出して移行する。 ・ 外国人登録原票がシステムで管理されていない場合や、システムで管理されていても単純には世帯が把握できない場合なども想定される。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人登録原票の記載内容と仮住民票の記載内容の整合方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮住民票は施行日前に作成するため、施行日までの間の外国人登録に係る異動情報については、仮住民票の記載内容との整合を図る必要がある。 ・ 外国人登録原票がシステムで管理されていない場合や、システムで管理されていても単純には世帯が把握できない場合なども想定される。

ウ その他業務システム

外国人住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所等を既存住基システムに記録することに伴い、既存住基システムの情報を利用し、同システムと連携している国民健康保険、児童手当、生活保護など、その他業務システムについては、既存住基システム、既存外国人登録システムとのシステム連携の程度に応じ、その他業務システム側の見直しを行う必要がある。(表 3-5 参照)

表 3-5 その他業務システムの課題について

項番	項目	内容	影響
1	外国人住民となった年月日	<ul style="list-style-type: none"> 既存住基システム側の取扱いに応じたその他業務システム側の連携 	<ul style="list-style-type: none"> 施行日時点で既に在留している外国人については、住民票の「外国人住民となった年月日」には、施行日が記載されるため、日本人について、「住民となった年月日」を資格判定に用いており、外国人住民については「外国人住民となった年月日」を資格判定に用いることを予定しているシステム連携については、特別な対応が必要になることが想定される。
2	外国人住民の氏名等(通称名含む)	<ul style="list-style-type: none"> 送付物の宛名氏名等(通称名含む)の表記 	<ul style="list-style-type: none"> 住民票で表記される外国人住民の氏名の文字数(桁数)によっては、送付物の宛名等に氏名を印字すると、氏名の途中までしか印字されない可能性がある。 外国人に係る送付物の宛名等に表記される外国人住民の氏名として、通称名を使用するかなど、市町村の行政サービスに実情に応じた対応が必要になる。

(2) 調査研究対象の範囲

法制度改正により、前述の通り、既存住基システム等の改修が必要になるものと考えているが、第4章以降で詳細な記述をする本調査研究の主たる対象は、既存住基システム及び既存外国人登録システムであり、図3-7「調査研究対象の範囲」の点線で囲まれた部分である。

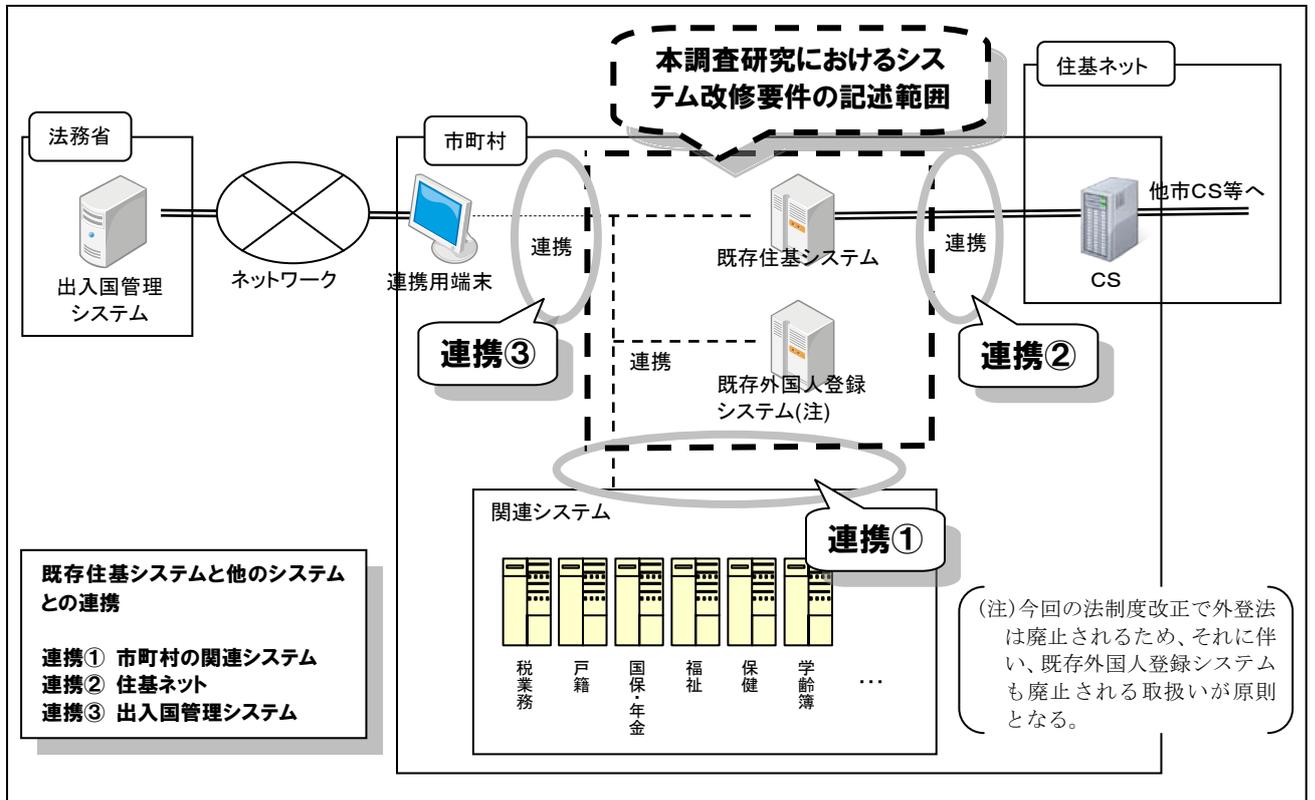


図3-7 調査研究対象の範囲

上記対象システムは、次の①～③のシステム連携をするものであるが、以下のとおり本調査研究における主たる記述範囲とはなっていないので、留意が必要である。

連携①：既存住基システムと市町村の関連システムとの連携

インターフェース仕様はそれぞれの市町村のシステムで異なるものであり、市町村において個別具体的なシステム改修検討を行う際には、既存住基システムの改修が関連システムに与える影響についても調査する必要がある。

連携②：既存住基システムと住基ネットとの連携

既存住基システムと住基ネットのCS(コミュニケーション・サーバ)とのインターフェース仕様は、財団法人 地方自治情報センター(LASDEC)にて別途検討される。

連携③：出入国管理システムとの連携

想定される法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係るデータ項目(想定)については本調査研究に記載するが、当該出入国管理システムと既存住基システムとを連携する場合における、出入国管理システムのインターフェース仕様の詳細については、法務省側で別途検討される見込みである。

なお、当該連携の方法については、市町村の実情に応じて判断されることが想定される(4 システム改修要件「(7) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件」参照)。

4 システム改修要件

法制度改正に伴う標準的なシステム改修要件を以下に取りまとめる。

本章は、外国人住民の住民票記載処理全般に係る基本要件、住民票記載処理に係る主要機能要件、住民票の写し等の主要帳票要件、データベース等への格納項目を定めた主要データ項目要件で構成される。

(1) 基本要件

ア 外国人住民固有項目への対応

外国人住民を住民票に記載するにあたり、国籍等、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留資格、在留期間など、住基法に定められた外国人住民固有項目に対応する。

イ 複数国籍世帯への対応

外国人住民を住民票に記載するにあたり、外国人住民のみの世帯、および日本人住民と外国人住民が混在する複数国籍世帯に対応する。

なお、世帯レコードを用いて住民票を管理している市町村の場合は、「(6) 世帯レコードを用いて管理している住民票における課題」に示す内容についても、その対応を検討する。

ウ 外国人住民の住民情報履歴管理への対応

現状、外国人登録に関する情報に修正が生じた場合、紙媒体の外国人登録原票に記載することで履歴管理しているが、今後は、日本人住民と同様に、外国人住民に係る住民票への履歴記載に対応する。

(2) 主要機能要件

ア 異動処理機能

(7) 各異動処理共通

外国人住民の各異動処理において、共通となる機能要件を以下に示す。

表 4-1 各異動処理における共通機能要件

機 能	機能要件	備 考
各異動処理 共通	既存住基システムのデータベース（住民票）に、外国人住民固有項目を追加する。	住民票に追加する外国人住民固有項目については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 4-10」を参照。
	既存住基システムの各異動処理を行う画面について、外国人住民固有項目の登録および表示を可能とする。	
	住民票コードは、法施行日から1年以内の政令の定める日（以下「住民票コード付番日」という。）までは付番しない。そのため、住民票コード未付番の状態でも、既存住基システムのデータベースへ登録可能とする。	
	氏名は、本名のみを登録し、通称名については、運用上、住民票の備考欄に記載できることとする。	

(イ) 増処理

外国人住民の増処理における機能要件を以下に示す。

表 4-2 増処理における機能要件

機 能	機能要件	備 考
転入 (国内転入)	転入届、転出証明書または転出証明書情報に基づき、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を登録し、住民票を作成する。	住民票コード付番日までは、転出証明書または転出証明書情報に住民票コードは記載されない。
	第 30 条の 45 に規定する区分により、登録する外国人住民固有項目が異なるため、登録要否のチェックを行う。	第 30 条の 45 に規定する区分毎の外国人住民固有項目の登録要否については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 4-10」を参照。
	転入通知情報を編集し、住基ネットを通じて、転出地市町村へ送信する。	転入通知情報の送信については、「ウ 通知機能」を参照。
転入 (国外転入)	転入届、在留カードなどに基づき、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を登録し、住民票を作成する。	住民票コード付番日までは、住民票コードは付番しない。 住民票コード付番日以降は、既存の住民票コードを付番、または新規に付番する。
	第 30 条の 45 に規定する区分により、登録する外国人住民固有項目が異なるため、登録要否のチェックを行う。	第 30 条の 45 に規定する区分毎の外国人住民固有項目の登録要否については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 4-10」を参照。
出生	出生届、その他添付資料に基づき、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、第 30 条の 45 に規定する区分など、判明している外国人住民固有項目を登録し、住民票を作成する。	住民票コード付番日までは、住民票コードは付番しない。 住民票コード付番日以降は、住民票コードを新規に付番する。
	第 30 条の 45 に規定する区分は「出生による経過滞在者」とし、外国人住民固有項目として国籍等および外国人住民となった日が記載されていることをチェックする。 在留資格、在留期間などについては、別途、法務大臣からの通知に基づき、職権にて修正する。	法務大臣からの通知については、「(7) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件」を参照。
職権記載等 (出生を除く。)	職権により、氏名、出生の年月日、男女の別、住所など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等の外国人住民固有項目を登録し、住民票を作成する。	住民票コード付番日までは、住民票コードは付番しない。 住民票コード付番日以降は、住民票コードを新規に付番する。
	第 30 条の 45 に規定する区分により、登録する外国人住民固有項目が異なるため、登録要否のチェックを行う。	第 30 条の 45 に規定する区分毎の外国人住民固有項目の登録要否については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 4-10」を参照。

※従来、「帰化」および「国籍取得」は住民票の記載事由（増処理）であったが、法制度改正後は、住民票の記載の修正事由（増減なし処理）へと、取り扱いが変わる。

(ウ) 減処理

外国人住民の減処理における機能要件を以下に示す。

表 4-3 減処理における機能要件

機 能	機能要件	備 考
転出 (国内転出)	転出届に基づき、転出予定年月日、転出先住所など、転出に係る項目を記録し、転出予定年月日に住民票を消除する。	
	転入届の特例によらない転出の場合は、外国人住民固有項目を追加した転出証明書を作成し、交付する。	住民票コード付番日までは、外国人住民固有項目は追加しない。
	転入届の特例による転出の場合は、外国人住民固有項目を追加した転出証明書情報を編集し、住基ネット(CS)に送信する。	住民票コード付番日以降は、住民票に記載されている外国人住民固有項目を追加する。
転出 (国外転出)	転出届に基づき、転出予定年月日、転出先住所など、転出に係る項目を記録し、転出予定年月日に住民票を消除する。	
死亡	死亡届に基づき、消除事由(死亡)、事由の生じた年月日を記録し、住民票を消除する。	
職権消除等 (死亡を除く。)	法務大臣からの通知などに基づき、職権により、消除事由、事由の生じた年月日を記録し、住民票を消除する。	在留資格の喪失、退去強制などに係る法務大臣からの通知や、実態調査による不現住が明らかになった場合に実施する。

※従来、「国籍喪失」は住民票の消除事由(減処理)であったが、法制度改正後は、住民票の記載の修正事由(増減なし処理)へと、取り扱いが変わる。

(イ) 増減なし処理

外国人住民の増減なし処理における機能要件を以下に示す。

表 4-4 増減なし処理における機能要件

機 能	機能要件	備 考
転居	転居届に基づき、転居年月日、転居先住所など、転居に係る項目を修正する。	
世帯変更等	世帯変更届又は外国人住民に係る世帯主との続柄の変更届に基づき、世帯主の氏名、世帯主との続柄など、世帯変更に係る項目を修正する。	
帰化・国籍取得	帰化又は日本国籍取得に伴う届出に基づき、氏名の修正や、本籍地及び筆頭者などの日本人固有項目を追記するとともに、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を削除する。	
国籍喪失	日本国籍喪失に伴う届出に基づき、氏名の修正や、本籍地及び筆頭者などの日本人固有項目を削除するとともに、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を追記する。	
職権修正等 (帰化・国籍取得、国籍喪失は除く。)	法務大臣からの通知などに基づき、職権により、氏名、出生の年月日、男女の別など、日本人住民と共通の項目に加えて、国籍等、在留資格などの外国人住民固有項目を修正する。	法務大臣からの通知については、「(7) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件」を参照。 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者については、法務大臣と市町村長との情報のやりとりに際し、当該外国人住民を特定する番号が存在しないため、対象となる住民票の特定は、氏名、出生の年月日、男女の別など、個人を特定可能な項目を用いることを想定する。
	第 30 条の 45 に規定する区分により、修正可能な外国人住民固有項目が異なるため、修正要否のチェックを行う。	第 30 条の 45 に規定する区分毎の外国人住民固有項目の修正要否については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 4-10」を参照。

イ 証明発行処理機能

(7) 住民票の写し発行処理

外国人住民に係る住民票の写しの発行処理における機能要件を以下に示す。

表 4-5 住民票の写しの発行処理における機能要件

機能	機能要件	備考
住民票の写し発行処理	外国人住民からの申請等に基づき、外国人住民固有項目を追加した住民票の写しを作成し交付する。	住民票の写しに出力する、外国人住民固有項目については、「(3) 主要帳票要件」の「表 4-8」を参照。 また、複数国籍世帯における住民票の写しの出力については、「(6) 世帯レコードを用いて管理している住民票における課題」を参照。

(イ) 転出証明書発行処理

外国人住民の転出証明書発行処理における機能要件を以下に示す。

表 4-6 転出証明書発行処理における機能要件

機能	機能要件	備考
転出証明書発行処理	転入届の特例によらない転出の場合は、外国人住民固有項目を追加した転出証明書を作成し交付する。	転出証明書に出力する、外国人住民固有項目については、「(3) 主要帳票要件」の「表 4-9」を参照。

ウ 通知機能

市町村間の通知機能について、外国人住民の対応を行う。

市町村で行う通知について、通知の種類、通知先、および通知内容を以下に示す。

なお、戸籍の附票記載事項通知については、外国人住民には戸籍が編製されないことから適用されない（本通知に係る法制度改正に伴う既存住基システムの改修については、「6 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件」を参照のこと。）。

表 4-7 通知の種類と通知内容

項番	通知の種類	通知先	通知内容
1	転入通知	転出地市町村	日本人住民・外国人住民ともに、転出地市町村に、住基ネットを経由して、転入通知を行う。通知内容は従来と同じ。

エ 一括処理機能

(7) 住民情報 5 年消除機能

住民票が消除されてから保存期間の 5 年を経過後に、当該住民情報を削除している場合は、外国人住民に対しても同様に対応する。

(イ) その他

「(3) 主要帳票要件」の「イ 名簿・通知等」～「エ その他」に示す統計関係の帳票印刷など、その他一括で処理している機能に関しては、外国人住民に係る部分についての調査が必要であり、状況に応じて対応する。

オ 他業務連携処理機能

国民健康保険業務や介護保険業務など、既存住基システムから連携する他業務のシステムについて、外国人住民に係る住民票を作成することに伴うインターフェースの変更など、外国人住民に係る部分についての調査が必要であり、状況に応じて対応する。

カ 住基ネット連携機能

本人確認情報の通知など、既存住基システムと住基ネットで連携する機能について、外国人住民の対応を行う。

なお、既存住基システムと住基ネットとの連携機能については、別途、財団法人地方自治情報センターから詳細が示される。

キ 仮住民票機能

当該市町村の外国人登録原票に登録されており、施行日において当該市町村の外国人住民であると見込まれる者について、仮住民票を作成する。当該仮住民票の記載事項を本人に通知し、修正等を行った上、当該仮住民票は施行日をもって住民票となる。

既存住基システムでは、当該仮住民票作成について対応を行う。

なお、仮住民票の通知のために出力する項目については、「(3) 主要帳票要件」の「表 4-8」に示す項目（一部を除く。）を出力することが想定される。

(3) 主要帳票要件

ア 住民票の写し等

(7) 外国人住民に係る住民票の写し記載項目

外国人住民に係る住民票の写しの記載項目について以下に示す。

各記載項目の具体的な記載内容については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 4-11」を参照すること。

表 4-8 外国人住民に係る住民票の写しの記載項目（本人等請求の場合）

項番	記載項目	外国人住民の第 30 条の 45 に規定する区分			
		中長期 在留者	特別 永住者	一時庇護 許可者 ／仮滞在 許可者	経過 滞 在者 (注)
1	氏名	○	○	○	○
2	出生の年月日	○	○	○	○
3	男女の別	○	○	○	○
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	△	△	△	△
5	住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	○	○	○	○
6	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）および従前の住所	○	○	○	○
7	各種行政サービス（国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、児童手当、米穀の配給）の被保険者である旨	△	△	△	△
8	住民票コード	△	△	△	△
9	前各号に掲げる事項の他、政令で定める事項	△	△	△	△
10	国籍等	△	△	△	△
11	外国人住民となった年月日	○	○	○	○
12	中長期在留者等である旨	△	△	△	△
13	在留資格	△	—	—	—
14	在留期間等	△	—	△	—
15	在留期間等の満了の日	△	—	—	—
16	在留カード等の番号	△	△	—	—

凡例 ○：記載必須 △：請求の内容により記載要否が異なる —：記載不要

(注) 「経過滞
在者」は、「出生による経過滞
在者又は国籍喪失による経過滞
在者」を指す。

a 本人だけでなく世帯構成員も一葉に表示される住民票の写しの場合

世帯連記式など、本人だけでなく世帯構成員も一葉に表示される住民票の写しの場合、上記の外国人住民における住民票の写しの記載項目への対応のため、日本人住民のみの世帯、外国人住民のみの世帯、複数国籍世帯での調整が必要となる。

b 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名などに関して、文字数が多いと想定されるため、表示文字数の拡大に対応する。

c 出生の年月日の西暦表示

日本人住民の出生の年月日は和暦表示であり、外国人住民の場合は西暦表示に対応する。

d 在留期間等の満了する日の西暦表示

外国人住民の在留期間等の満了する日は、西暦表示に対応する。

(イ) 外国人住民に係る転出証明書記載項目

外国人住民に係る転出証明書の記載項目について以下に示す。

詳細は住基法施行令で定められるが、以下に示す項目を追加すると想定する。

各記載項目の具体的な記載内容については、「(4) 主要データ項目要件」の「表 4-11」を参照すること。

なお、住基ネット(CS)への転出証明書情報の送信については、別途、財団法人地方自治情報センターから詳細が示される。

表 4-9 外国人住民における転出証明書の記載項目（想定）

項番	記載項目	外国人住民の第 30 条の 45 に規定する区分			
		中長期 在留者	特別 永住者	一時庇護 許可者 ／仮滞在 許可者	経過 滞 在者 (注)
1	氏名	○	○	○	○
2	出生の年月日	○	○	○	○
3	男女の別	○	○	○	○
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	○	○	○	○
5	住所	○	○	○	○
6	転出先及び転出の予定年月日	○	○	○	○
7	各種行政サービス（国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、児童手当）の被保険者である旨	○	○	○	○
8	住民票コード	○	○	○	○
9	国籍等	○	○	○	○
10	中長期在留者等である旨	○	○	○	○
11	在留資格	○	—	—	—
12	在留期間等	○	—	○	—
13	在留期間等の満了の日	○	—	—	—
14	在留カード等の番号	○	○	—	—

凡例 ○：記載必須 —：記載不要

(注) 「経過滞
在者」は、「出生による経過滞
在者又は国籍喪失による経過滞
在者」を指す。

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名などに関して、文字数が多いと想定されるため、表示文字数の拡大に対応する。

b 出生の年月日の西暦表示

日本人住民の出生の年月日は和暦表示であり、外国人住民の場合は西暦表示に対応する。

c 在留期間等の満了する日の西暦表示

外国人住民の在留期間等の満了する日は、西暦表示に対応する。

イ 名簿・通知等

(7) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名等に関して、文字数が多いと想定されるため、住民基本台帳の一部の写しの表示文字数拡大に対応する。

b 出生の年月日の西暦表示

日本人住民の出生の年月日は和暦表示であり、外国人住民の場合は西暦表示に対応する。

(4) 世帯主変更通知・受理連絡通知・その他通知書

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名等に関して、文字数が多いと想定されるため、各種通知書の表示文字数の拡大に対応する。

ウ 統計資料

(7) 住民基本台帳関係年報報告

a 外国人住民の統計の追加

男女別人口、年齢5階級別人口、世帯数など、住民基本台帳関係年報報告で調査する事項について、外国人住民も統計の対象とする。

b 世帯区分の追加

外国人住民のみの世帯や複数国籍世帯など、世帯別に統計の対象とするかについては検討中である。対象とする場合、世帯ごとの区分（世帯区分）が必要となる。

c 住民区分の追加

日本人住民と外国人住民など、住民別に統計の対象とするかについては検討中である。対象とする場合、住民ごとの区分（住民区分）が必要となる。

エ その他

(7) 異動者一覧・転入通知未受理者一覧

a 氏名等の表示文字数の拡大

外国人住民の氏名等に関して、文字数が多いと想定されるため、各種一覧表の表示文字数の拡大に対応する。

(4) 主要データ項目要件

ア データベース等格納項目

(ア) 外国人住民に係るデータベース等への格納項目

外国人住民に係るデータベース等への格納項目について「表 4-10」に示す。

表 4-10 外国人住民に係るデータベース等への格納項目

項番	格納項目	格納要否				
		日本人 住民	外国人住民の第 30 条の 45 に規定する区分			
			中長期 在留者	特別 永住者	一時庇護 許可者 ／仮滞在 許可者	経過 滞在者 (注 1)
1	氏名	○	○	○	○	○
2	出生の年月日	○	○	○	○	○
3	男女の別	○	○	○	○	○
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	○	○	○	○	○
5	戸籍の表示	○	—	—	—	—
6	住民となった年月日	○	—	—	—	—
7	住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	○	○	○	○	○
8	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）及び従前の住所	○	○	○	○	○
9	選挙人名簿に登録された者については、その旨	○	—	—	—	—
10	各種行政サービス（国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、児童手当、米穀の配給）に関する事項で政令で定めるもの	○	○	○	○	○
11	住民票コード	○	○	○	○	○
12	前各号に掲げる事項の他、政令で定める事項	○	○	○	○	○
13	国籍等	—	○	○	○	○
14	外国人住民となった年月日	—	○	○	○	○
15	中長期在留者等である旨	—	○	○	○	○
16	在留資格	—	○	—	—	—
17	在留期間等	—	○	—	○	—
18	在留期間の満了の日	—	○	—	—	—
19	在留カード等の番号（注 2）	—	○	○	—	—

凡例 ○：格納必須 —：格納不要

(注 1) 「経過滞在者」は、「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」を指す。

(注 2) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」が格納されることが想定される。

(イ) 外国人住民に係るデータベース等格納項目の設定内容

外国人住民に係るデータベース等格納項目の設定内容について「表 4-11」に示す。

表 4-11 外国人住民に係るデータベース等格納項目設定内容 (1/2)

項番	格納項目	設定内容
1	氏名	外国人住民の氏名欄には本名のみを記載する。通称名については、運用上、住民票の備考欄に記載することを可能とする。
2	出生の年月日	外国人住民の場合は西暦表示で設定する。
3	男女の別	日本人住民と同様に設定する。
4	世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄	複数国籍世帯に対応した続柄を設定する。
5	戸籍の表示	外国人住民のため設定不要。
6	住民となった年月日	外国人住民のため設定不要。
7	住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日	日本人住民と同様に設定する。
8	新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日（職権で住民票の記載をした者については、その年月日）および従前の住所	日本人住民と同様に設定する。 なお、外国人住民が国外転入（入国）した場合、「従前の住所」には、日本人住民と同様に、国外の住所を設定する。
9	選挙人名簿に登録された者については、その旨	外国人住民のため設定不要。
10	各種行政サービス（国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、児童手当、米穀の配給）に関する事項で政令で定めるもの	日本人住民と同様に設定する。
11	住民票コード	外国人住民への住民票コードの付番は、住民票コード付番日に行われるため、法制度改正直後は付番しない。そのため、住民票コード未付番の状態でも、既存住基システムに外国人住民を登録できるように改造する。
12	前各号に掲げる事項の他、政令で定める事項	日本人住民と同様に設定する。
13	国籍等	法務省が指定するコードを用いることが適当である。
14	外国人住民となった年月日	外国人住民となった年月日を、和暦表示で設定する。
15	第 30 条の 45 に規定する区分	第 30 条の 45 に規定する区分コードを設定する。 第 30 条の 45 に規定する区分コードの例を以下に示す。 1：中長期在留者 2：特別永住者 3：一時庇護許可者又は仮滞在許可者 4：出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

表 4-11 外国人住民に係るデータベース等格納項目設定内容 (2/2)

項番	格納項目	設定内容
16	在留資格	法務省が指定するコードを用いることが適当である。
17	在留期間等	設定する期間は、第 30 条の 45 に規定する区分により異なる。第 30 条の 45 に規定する区分により、以下に示す期間を設定する。 中長期在留者 : 在留期間を設定する。 一時庇護許可者 : 上陸期間を設定する。 仮滞在許可者 : 仮滞在期間を設定する。
18	在留期間の満了の日	在留期間の満了の日を、西暦表示で設定する。
19	在留カード等の番号 (注)	設定する番号は、第 30 条の 45 に規定する区分により異なる。第 30 条の 45 に規定する区分により、以下に示す番号を設定する。 中長期在留者 : 在留カード番号を設定する。 特別永住者 : 特別永住者証明書番号を設定する。

(注) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」が記載されることが想定される。

(5) データ移行要件

外国人住民に関するデータ移行について、想定される機能要件を以下に示す。
なお、移行に必要な機能など、具体的な要件については、今後提示する。

ア 既存データベースからの移行

現行の、外国人登録原票の記載内容に基づき、既に外国人住民の情報をデータベースなど、磁気ディスクに記録している市町村においては、その情報のうち必要な項目について既存住基システムに移行する。

イ 外国人登録原票からの移行

外国人住民の情報をデータベースなど、磁気ディスクに記録していない市町村においては、外国人登録原票の記載内容に基づき、必要な項目を手入力するなどして既存住基システムに移行する。

ウ 法務省からの情報入手

外国人住民に関する情報について、必要に応じて法務省へ情報の提供を依頼し、入手した情報を元に、必要な項目を移行する。

(6) 世帯レコードを用いて管理している住民票における課題

既存住基システムにおいて、世帯レコードを用いて住民票のデータ管理を行っている市町村における課題について以下に示す。

ア 住民票のデータ管理方式

住民票のデータ管理方式について以下に定義する。

なお、本節で説明する課題は、「(イ) 世帯レコードを用いて管理している場合」を対象とする。

【事例説明】

- ・世帯主：住民太郎、妻：住民花子、弟：住民次郎の3人世帯。
- ・住民次郎のみ、平成20年1月20日に他市町村へ転出。

(ア) 個人レコードのみを用いて管理している場合

個人を単位として住民票のデータ管理を行う。本人だけでなく世帯構成員も一葉に表示される住民票の写しの場合、世帯主の氏名や住所など、世帯員全部に共通する事項をまとめて表示し、共通事項を除いた事項（氏名、生年月日等）のみ世帯員ごとに表示する（世帯連記式）。

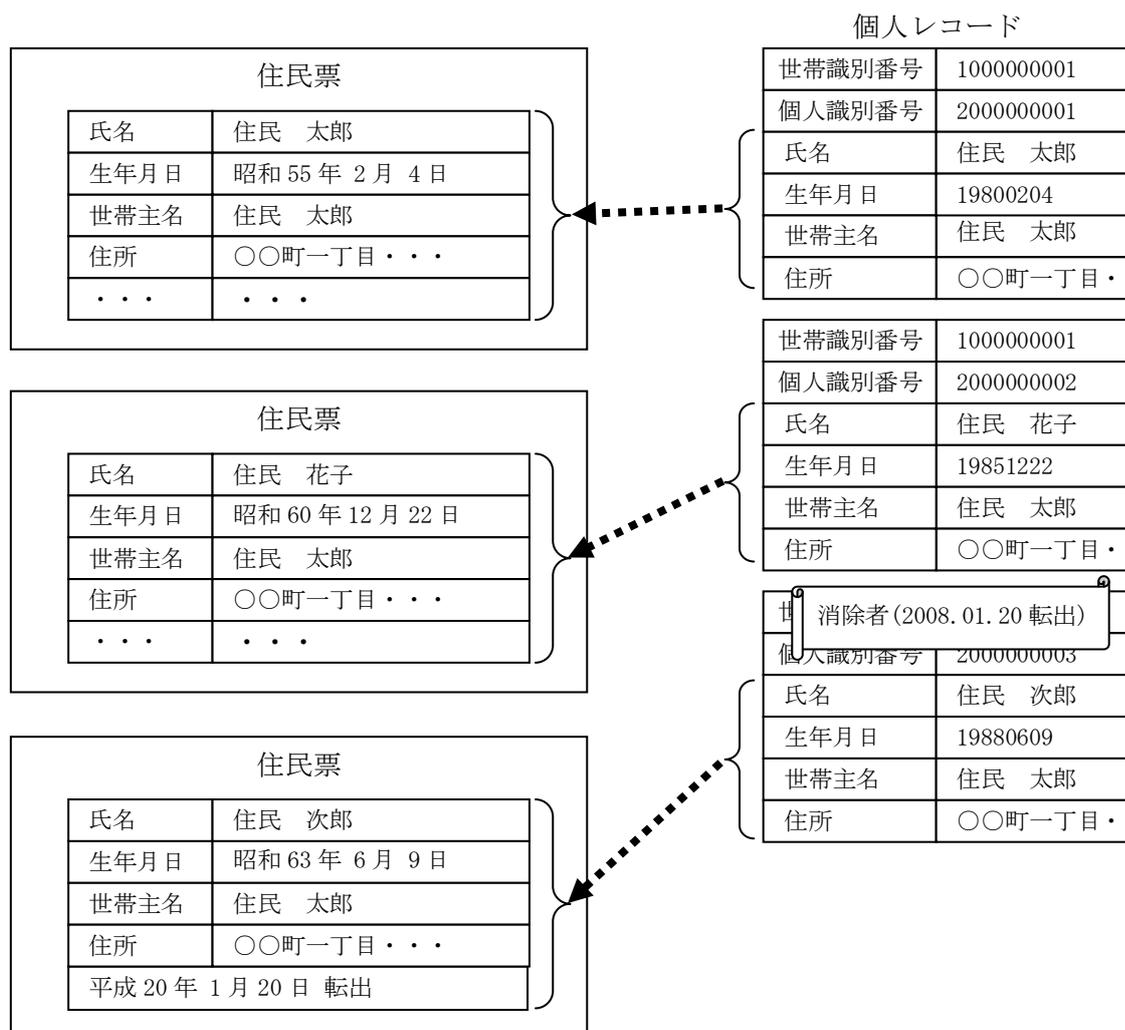


図 4-1 個人レコードのみを用いて管理している住民票のデータ項目

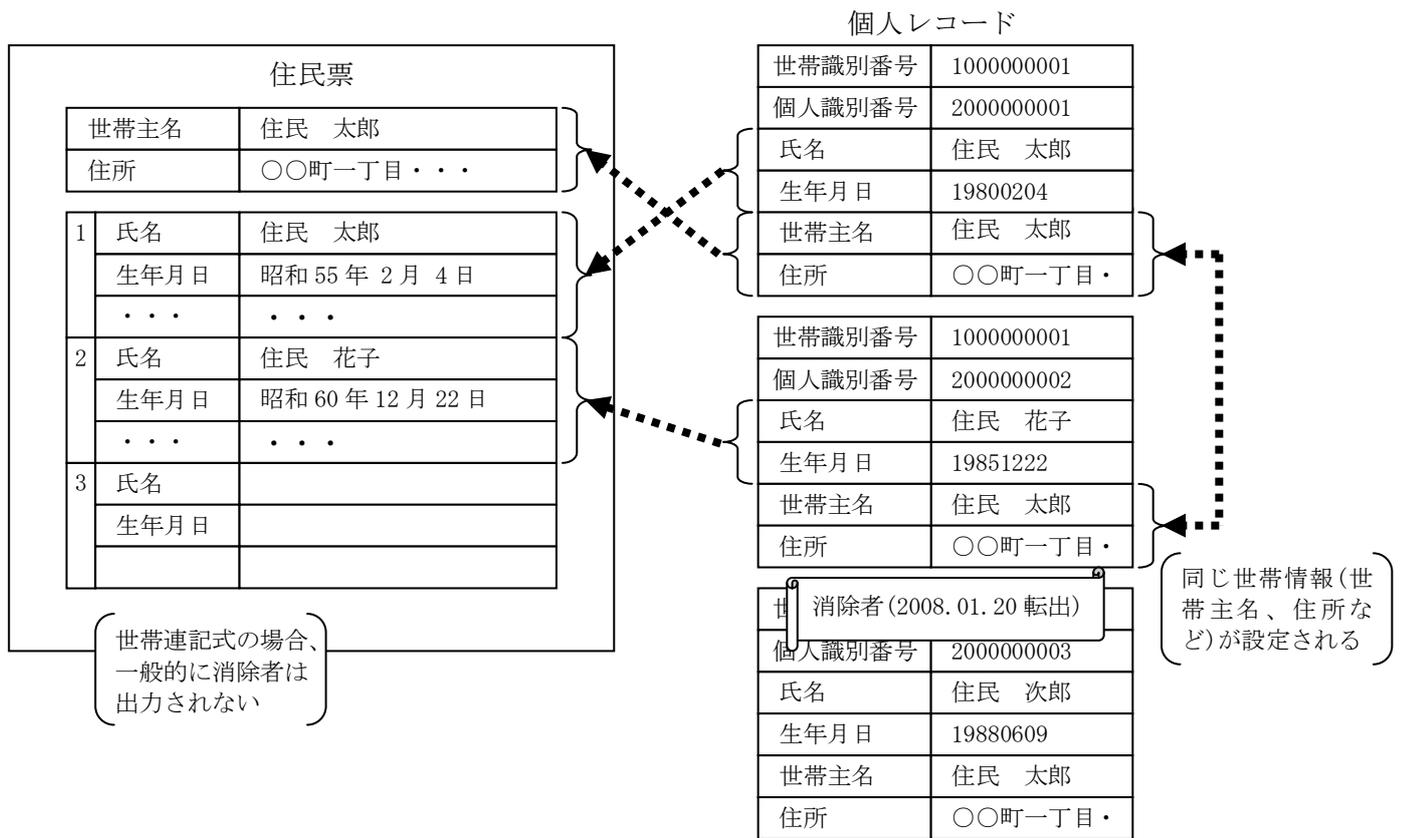


図 4-2 個人レコードのみを用いて管理している住民票の写し (世帯連記式の場合)

(イ) 世帯記録を用いて管理している場合

世帯記録を用いて住民票のデータ管理を行う。世帯主の氏名や住所など、世帯員全部に共通する事項のみを世帯記録として管理しており、世帯員別に個人記録を管理している場合と、共通事項と世帯員別の事項をまとめて世帯記録として管理している場合がある。

a 世帯員別に個人記録を管理している場合

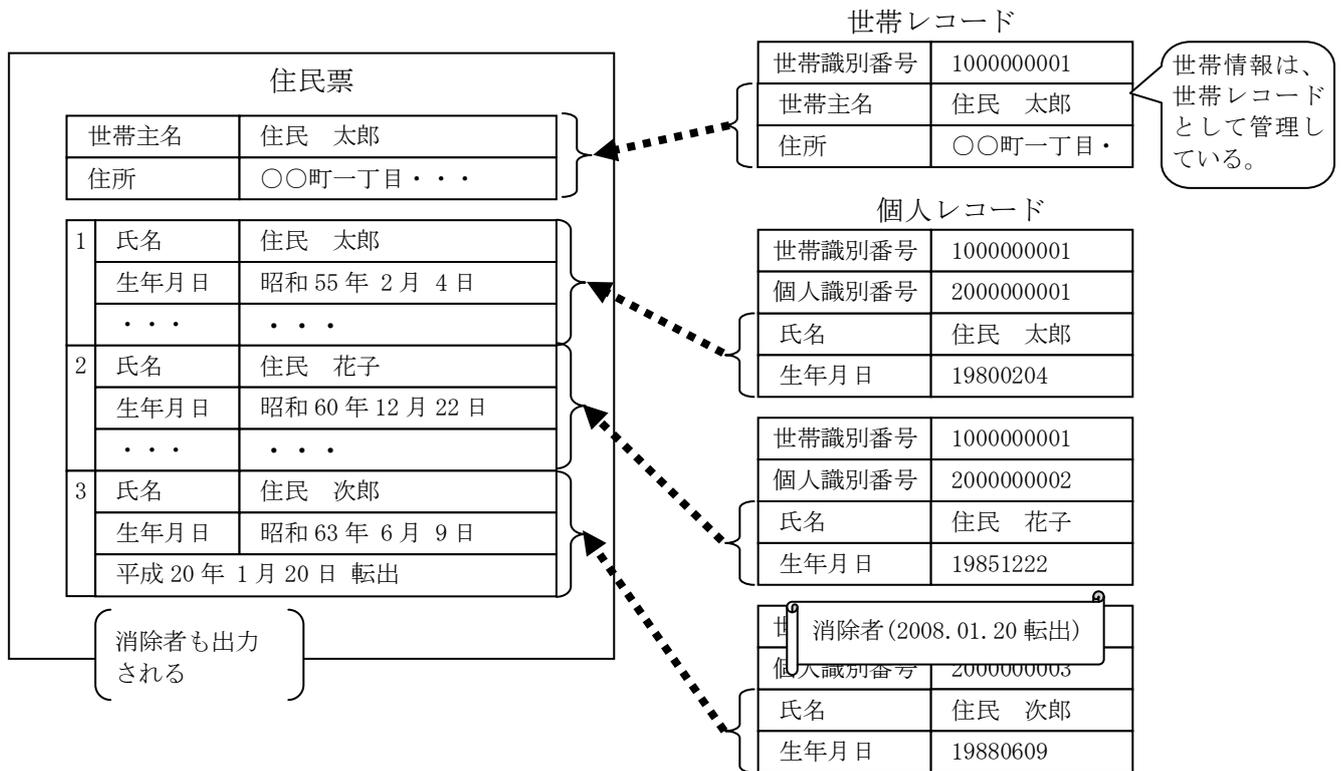


図 4-3 世帯記録と世帯員別の個人記録を用いて管理している住民票のデータ項目

b 共通事項と世帯員別の事項をまとめて世帯レコードとして管理している場合

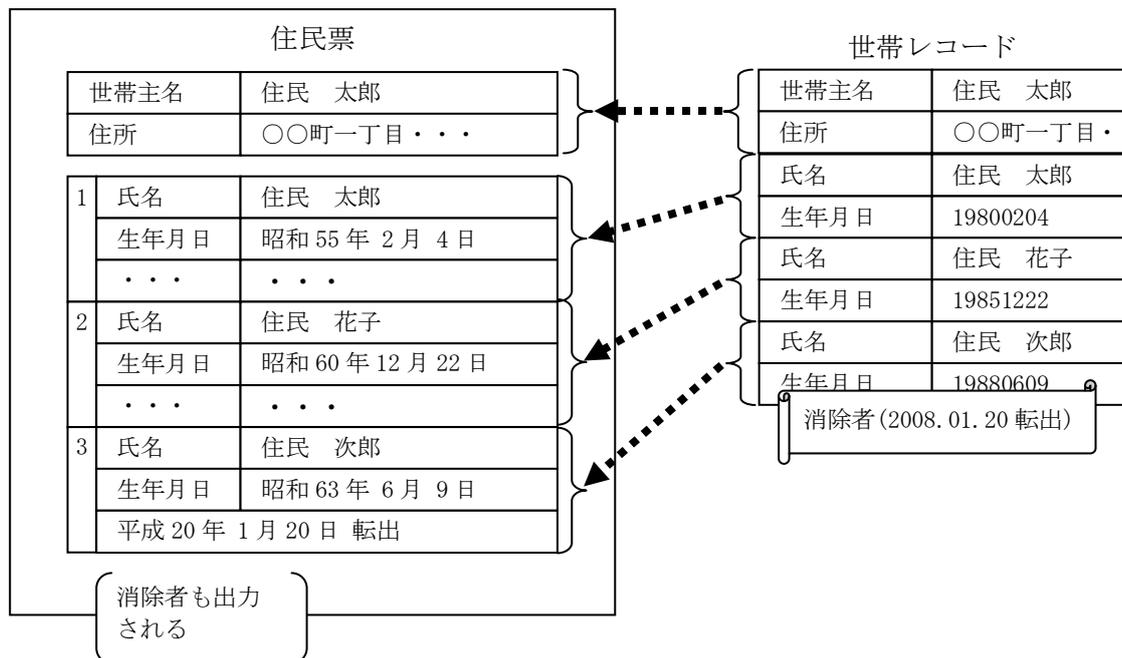


図 4-4 共通事項と世帯員別の事項をまとめて世帯レコードとして管理している住民票のデータ項目

イ 世帯レコードを用いて管理している住民票における課題

世帯レコードを用いて管理している住民票において、想定されるシステム改修についての課題を以下に示す。

表 4-12 世帯レコードを用いて管理している住民票における課題

項番	課題	対応例
1	ア(イ) b の場合、外国人住民固有項目の追加に伴い、データ構造の見直しが想定される。	データ構造の見直しに伴う日本人住民も含めた住民情報のデータ移行や再セットアップが考えられる。 データ構造の見直しをしない場合、世帯レコードで管理している日本人住民に係る住民票データと、個人レコードで管理する外国人住民に係る住民票データを、世帯ごとに編成することも想定される。
2	世帯レコードで管理している日本人住民に係る住民票データと個人レコードで管理する外国人住民に係る住民票データを別々に出力する場合、住民票の写しにおける個人の出力順序や出力した住民票の写しを束ねる順序について検討する。	続柄に準じた順序で出力することが適当であるが、困難な場合は、市町村判断による。
3	世帯レコードで管理している日本人住民に係る住民票データと個人レコードで管理する外国人住民に係る住民票データを別々に出力する場合、住民票の写しの世帯欄（世帯主名、住所など）の出力頁や住民票の写しの認証文および公印の出力頁について検討する。	1 枚目に出力するか否かを含め、市町村判断による。

(7) 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係る機能要件

住基法及び入管法・入管特例法の規定による、法務大臣と市町村長との情報のやりとりについては、法務省の出入国管理システムを通じて行われる予定であるが、当該出入国管理システムを通じたやりとりについて、市町村の実情に応じて、既存住基システムにおける事務処理との連携を図る可能性がある。

当該連携については、回線を接続するのか、媒体によるデータ交換を行うのかなど、その方法については市町村の判断によることが想定される。

具体的には、今後法務省から提示される予定の出入国管理システムに係る仕様に基づくことになるが、以下に示す機能を追加することが想定される。

ア 法務大臣から市町村長への通知に係る機能

出入国管理システムから以下に示す通知項目を既存住基システムで取り込み、外国人住民に係る住民票の記載の修正等の異動処理を、職権で行うことが想定される。

表 4-13 法務大臣から市町村長への通知項目（想定）

項番	通知項目	備考
1	異動年月日	
2	異動事由	
3	氏名	
4	生年月日	変更があった場合
5	性別	変更があった場合
6	国籍等	変更があった場合
7	在留資格	変更があった場合
8	在留期間等	在留期間、上陸期間、仮滞在期間のいずれか(変更があった場合)。
9	在留期間の満了の日	変更があった場合
10	在留カード等の番号	在留カードの番号、特別永住者証明書の番号のいずれかを設定する。

(注) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」を送信することが想定される。

イ 市町村長から法務大臣への通知に係る機能

転入や転居など、外国人住民の住所変更に伴う異動処理を既存住基システムで処理し、入管法等に定める住居地届出等に基づき、以下に示す通知項目を送信することが想定される。ただし、出生、死亡など一定の事由により、住民票の記載、消除又は記載の修正があったときに、これ以外の項目を送信することもありうる。

表 4-14 市町村長から法務大臣への通知項目（想定）

項番	通知項目	備考
1	異動年月日	
2	住所（住居地）	
3	在留カード等の番号 (注)	在留カードの番号、特別永住者証明書の番号のいずれかを設定する。

(注) 一時庇護許可者については「一時庇護許可書の番号」、仮滞在許可者については「仮滞在許可書の番号」を送信することが想定される。

5 想定される既存システムの類型と移行に係る留意点

ここでは、本中間報告作成時点で調査研究主体が想定する既存住基システム及び既存外国人登録システムの類型を提示する。

これにより、市町村が備えるシステムの実情に応じて、改修作業の着手時期等を検討するための参考となることを意図している。

(1) 前提

既存住基システムは、住民基本台帳制度における事務処理に基づいてシステム構築されており、市町村の行政サービスの中心的なシステムであること、また指定情報処理機関によって共通インターフェース仕様が定義されている住基ネットを通じてデータ連携がなされていることなどから、操作性等に差があるものの、基本仕様に関しては市町村間で大きな差はないものと想定される。

しかし、住民数の相違を反映して、既存住基システムのシステム規模や態様は市町村間で異なっており、また、外国人数の相違を反映して、既存の外国人登録システムも市町村間で大きく異なっている。

これに伴い、本法制度改正への対応(システム改修、システム移行等)が市町村間で異なることが想定されることから、本章で想定される既存システムの類型を設定するものである。

なお、本想定は、今後、本調査研究で実施するアンケート調査・ヒアリング調査を通じて検証を行う。

(2) 想定される既存システムの類型

想定される既存システムの類型は以下のとおりである。

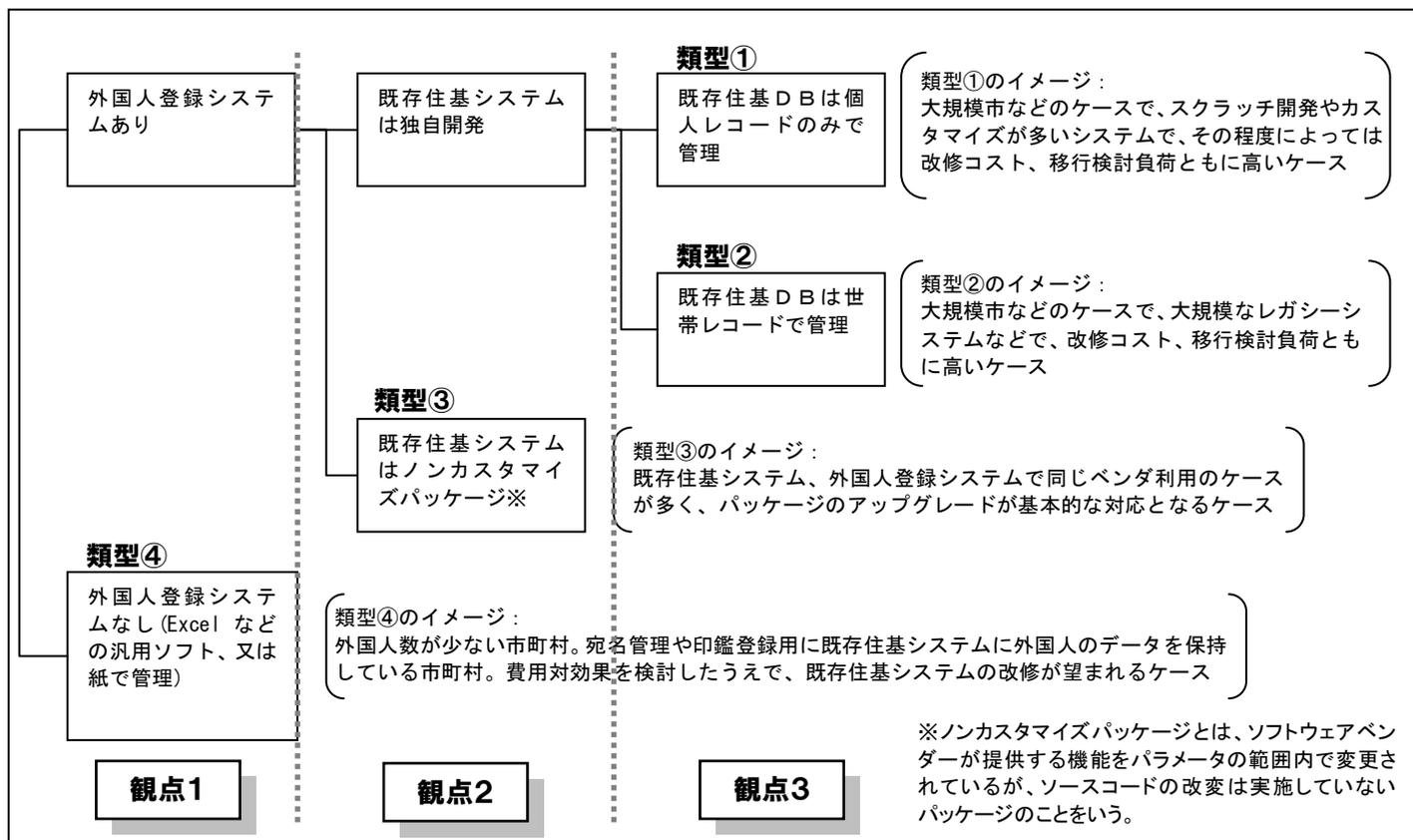


図 5-1 想定される既存システムの類型

(3) 類型化の観点と移行に係る留意点

既存システムの類型化にあたっては、改正法施行後に外国人住民に係るデータを記録・管理する既存住基システムの改修規模やデータ移行の難易度等を測る目的で、既存外国人登録システムの有無、既存住基システムの構築方法、そのデータの管理方法によって類型化を行った。

ア 観点1

外国人住民が多く、既存外国人登録システムがあるか、外国人住民は少なく、既存外国人登録システムがなく、宛名管理・印鑑登録用に既存住基システムに、便宜上外国人の氏名等の情報を記録している、若しくはExcelなどの汎用ソフト、又は紙で管理しているか

観点1については、市町村の外国人住民数の相違により、外国人登録事務のシステム化の程度が大きく異なると考えられ、今回の法制度改正に伴う基本的な対応についても異なると考えられる。

(ア) 外国人登録システムがある場合

外国人登録システムを導入している市町村は、既存住基システムで管理する住民数が多い市町村で、外国人住民数も多いと想定される大規模な市町村である。これらの市町村は、既存住基システムのシステム規模が大きく、市町村によっては大規模なレガシーシステムなどで、改修コスト、移行検討負荷ともに高いケースがあると考えられる。法制度改正への対応検討には相当な期間が必要と考えられる。

(イ) 外国人登録システムがない場合(Excelなどの汎用ソフト、又は紙で管理している場合)

外国人住民数が少ない市町村は外国人登録システムを未導入で、汎用ソフトや紙ベースでの管理をしている、もしくは既存住基システムに、便宜上外国人の氏名等の情報を記録し、既存住基システムと連携している宛名管理システムや印鑑登録システム用に利用しているケースが考えられる。

このような市町村の基本的な対応としては、現行の汎用ソフト、または紙ベースでの管理を続けるケースと既存住基システムに必要最低限の改修を施しデータを登録するケースが考えられる。

上記のいずれのケースであっても、法務省との情報のやりとり・住基ネットへの本人確認情報の通知等を行う必要があることも踏まえ、対応検討には十分な期間が必要と考えられる。

イ 観点2

既存住基システムは独自開発(カスタマイズパッケージを含む)か、ノンカスタマイズパッケージか

観点2については、既存住基システムがノンカスタマイズのパッケージを利用しているか、独自開発を行っているかによって、システム改修対応の時間的余裕、並びにシステム改修規模の相違が大きいと考えられる。

(ア) 独自開発を行っている場合

改修規模が大きい可能性がある(ア 観点1 (ア)参照)。また、パッケージを導入していても、各市町村の多種多様なニーズに応じ相当程度カスタマイズをかけた上でパッケージ導入している市町村は多いと考えられ、その場合、市町村は相応の法制度改正対応が必要となるため、独自に開発を行ったものとみなした。

(イ) ノンカスタマイズパッケージを利用している場合

パッケージベンダー側での対応が先行するケースであり、対応パッケージの適用で済むため改修規模が大きくないと考えられる。

上記のとおり、ノンカスタマイズパッケージを利用している場合、法制度改正の対応はパッケージのバージョンアップであると考えられる。そのような対応はベンダの開発スケジュールに依存し、ベンダ主体となるが、市町村側で検討する事項はシンプルになると考えられる。

ウ 観点3

既存住基システムにおいてデータベースを世帯レコードを用いて管理しているか、個人レコードのみを用いて管理しているか

観点3については、既存住基システムのデータベース構造が世帯レコード管理か、個人レコードのみの管理かによって、システム改修規模やデータ移行に与える影響が異なると考えられる。なお、ノンカスタマイズパッケージは、個人レコードのみの管理でデータベースを保持している前提とし、独自開発を行っている場合のみ、個人レコードのみの管理のデータベース、世帯レコード管理のデータベースといった相違が出ると考えている。

また、自治体システムの標準化は課題とされているが、実際にはその進捗にばらつきがある。標準化は一般に、メインフレームなどのオープン化であり、Java などの関係データベース(RDB)などの技術導入を意味する。

既存住基システムは、市町村の基幹システムであり、まだ標準化されていない市町村も存在する。そのような市町村で、仮に外国人登録システムのデータベースがRDBである場合、今回の法制度改正でRDBから非オープン系のシステムへのデータ移行を実施するケースも存在すると考えられる。

市町村によっては大規模なレガシーシステムなどで、改修コスト、移行検討負荷ともに高いケースがあると考えられる。

(ア) 既存住基システムのデータベースが個人レコードのみの管理である場合

個人レコードのみを用いて管理している場合、相対的に改修コスト、移行検討負荷が低いと考えられるが、市町村によっては大規模なレガシーシステムなどで、改修コスト、移行検討負荷ともに高いケースがあると考えられる。

(イ) 既存住基システムのデータベースが世帯レコード管理である場合

世帯レコードを用いて管理している場合、4章(6)のとおり、相対的に改修コスト、移行検討負荷が高いと考えられる。

また、既存住基システムのデータベースが世帯レコード管理の場合はシステムがまだ標準化されていないことが多いと考えられ、大規模なレガシーシステムなどで、改修コスト、移行検討負荷ともに高いケースと考えられる。

エ 補足観点

システム基盤が汎用機、オフコン、オープン系サーバ(UNIX、IAサーバ)、スタンドアロンか

上記の類型化の観点に加え、システム改修費用に大きな影響を与える項目として、システムが稼動している基盤(ハードウェア)の分類を加えることも有効であると考えられる。既存住基システムと既存外国人システムにおいてシステム基盤が異なる場合は、データ区分、桁数、項目属性など詳細な移行仕様の検討が必要になる。移行すべきデータをCSVやXMLなどに変換し標準的なデータの移行が可能かどうかで移行負荷が異なると考えられる。

なお、「1 本報告の趣旨」のとおり、本調査研究において市町村に対する既存システム等に関するアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、これらの既存システムの類型について検証・分析する予定である。

以上の3つの類型化観点をもとにした、想定される対応着手時期の相違を以下に示す。

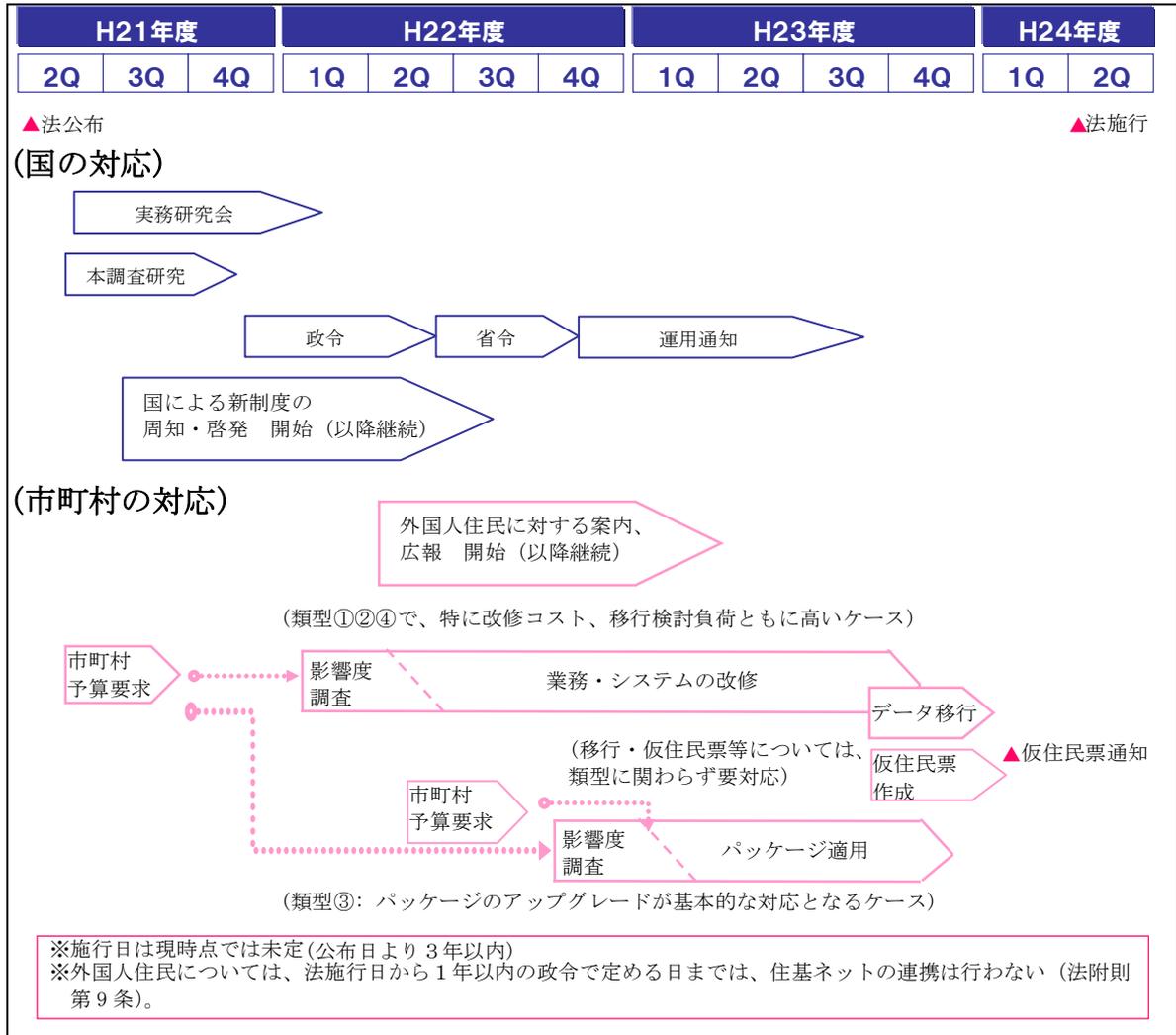


図 5-2 類型化観点による対応着手時期の相違

(4) その他の留意点

ア 法務省による外字対応が現時点で未定であること等の影響

本中間報告作成時点で、以下が法務省にて検討中の事項であり、当該内容によっては、追加的なシステム改修検討が必要になる可能性がある。

- ◆ 法務大臣と市町村長との情報のやりとりに係るシステムとの連携が可能となる「インターフェース」
 インターフェースについては、市町村長から法務大臣への通知に係るものと、法務大臣から市町村長への通知を受け取るものの2種類がある。
- ◆ 連携が可能となった場合に取扱い可能な外国人住民の氏名に係る「外字範囲」
- ◆ 連携が可能となった場合に取扱い可能な外国人住民の氏名に係る「文字コード」

6 戸籍の附票記載事項通知に関するシステム改修要件

(1) 主要機能要件

ア 通知機能

従来、郵送にて行っている、住所地市町村や転出地市町村（国外転出の場合のみ）から本籍地市町村への、戸籍の附票記載事項通知（第19条第1項）を、住基ネットを経由して送信するよう、既存住基システムを改修する。

なお、住基ネットへの戸籍の附票記載事項通知の送信については、別途、財団法人地方自治情報センターから詳細が示される。

通知を必要とする業務と、通知項目および通知内容を以下に示す。

表 6-1 通知を必要とする業務一覧（想定）

項番	通知を必要とする業務		通知元の市町村
1	増処理	転入（国内転入）	住所地市町村
2		転入（国外転入）	住所地市町村
3		職権記載等	住所地市町村
4	減処理	転出（国外転出）	転出地市町村
5	増減なし処理	転居	住所地市町村

表 6-2 通知項目／通知内容一覧（想定）

項番	通知項目	通知内容
1	異動年月日	通知する元となった異動年月日
2	届出年月日	通知する元となった異動の届出年月日
3	異動事由	通知する元となった異動事由
4	あたらしい住所	異動した後の住所
5	いままでの住所	異動する前の住所
6	本籍地	当該日本人住民の本籍地
7	筆頭者	戸籍の筆頭者の氏名
8	氏名	当該日本人住民の氏名
9	生年月日	当該日本人住民の生年月日
10	住民票コード	当該日本人住民の住民票コード

イ 受信機能

戸籍業務をシステム化していて、既存住基システムと連携している場合に、従来、郵送にて受け取っている、住所地市町村や転出地市町村（国外転出の場合のみ）からの戸籍の附票記載事項通知を、住基ネットを経由して既存住基システムに取り込み、戸籍システムへ連携することが可能となる。

戸籍業務をシステム化していない、又は、戸籍の附票記載事項通知を取り込まない市町村の場合は、当該改修は不要である。

なお、住基ネットへの戸籍の附票記載事項通知の受信については、別途、財団法人地方自治情報センターから詳細が示される。

7 今後の報告計画

今後の報告予定は、以下に示すとおり平成 21 年 11 月の中間報告 II、平成 22 年 1 月の最終報告である。

9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
中間報告 I (本報告)	▽アンケート の実施 ▽ヒアリング の実施	中間報告 II		最終報告

概要は以下のとおりである。

(1) 中間報告 II

中間報告 II では以下の内容を報告する。

- ◆市町村へのアンケート調査・ヒアリング調査の結果
- ◆想定されるシステム類型の検証結果
- ◆市町村の実情に応じた最適な移行方法の検討結果（移行パターン、移行スケジュール）

(2) 最終報告

最終報告では以下の内容を報告する。

- ◆移行方法検討報告書
法制度改正に伴う市町村の業務・システム移行のパターン等に関する報告
- ◆標準仕様書
法制度改正に伴う市町村の業務・システムのパターンごとの標準的な仕様を記載
- ◆財政効果試算報告書
法制度改正に伴い見込まれる財政効果の試算結果についての報告
- ◆窓口事務の改善モデル
法制度改正を踏まえた望ましい窓口環境・行政サービスに関する報告